

「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例」

THEペット法塾 代表 植田勝博弁護士



「改正動物愛護法では殺処分目的の引取り禁止と官民一体の野良猫保護責任」

開催日時：平成27年2月7日（土）午後1時～4時30分

受付開始：午後12時30分～

開催場所：池坊短大洗心館こころホール

<http://www.ikenobo-c.ac.jp/tandai/shisetsu.html>

（京都市下京区四條室町鶏鉾町491 池坊短期大学洗心館地下1F）

・地下鉄烏丸線「四條駅」（2番出口）

・阪急京都線「烏丸駅」（26番出口）

・市バス「四條烏丸駅」下車 徒歩2分

※室町通りに面した門からお入りください。

参加費：1000円（資料代含む）

主催：THEペット法塾・京都野良猫保護連絡会

京都緊急集会

「京都市・野良猫餌やり禁止条例と野良猫保護」

京都市は、動物迷惑防止条例の制定をめざしておりますが、その内容は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養することを課し、京都市支援事業の要件（個人の猫餌やりを認めない）に沿って行う、動物に給餌をしたり等を禁止し、違反したときは罰則を課するというもので、猫餌やり禁止条例となっております。

野良猫に餌を与えることを禁止し、飼い主同様の管理責任を課すことは憲法の法令に違反するだけでなく、野良猫の保護に欠け、地域猫活動を阻害し、動物愛護法その他の法令に反すると認められます。

全国に及ぼす影響が大きいと考えられますので、学者、議員、行政、現場の動物救済活動をする皆様をお招きして、京都市の条例の問題点を明らかにし、適正な条例の制定がされるための緊急集会を開催したいと存じます。

全国の皆様、行政の皆様には、問題のある京都市の条例制定に反対の方も、賛成の方も含めて、野良猫の保護を核として改正動物愛護法に沿った条例制定を実現するために1人でも多くの皆様のご参加をお願いいたします。

主催：THE ペット法塾・京都野良猫保護連絡会

< 内 容 >

1・講 演

- (1) 「動物愛護法と野良猫の保護のありかた」
吉田 眞澄（弁護士/元帯広畜産大学理事・副学長）
- (2) 「行政の野良猫保護、地域猫活動のあり方」
高木 優治（元新宿区保健所職員）

2・報 告

- (1) 藤野 真紀子（元衆議院議員）
- (2) 溝淵 和人（動物ボランティア Cat28）
- (3) 鶴田 真子美（全国動物ネットワーク）
- (4) 植田 勝博（弁護士/THE ペット法塾代表）

3・パネルディスカッション

パネラー：吉田 眞澄/ 高木 優治/ 藤野 真紀子/ 鶴田 真子美/ 溝淵 和人/ 他
コーディネーター：植田 勝博

現場報告「条例問題」

佐川 真人（7コマネットワーク京都西）/ 山崎 悦子（名古屋）/ 武藤 安子（ケリ→Net）
佐藤 泰子（静岡動物愛護犬猫ネットワーク）/ 参加者

- * 申込方法、件名「2015.2.7 京都緊急集会」と懇親会のご出欠をご記入の上
お名前・ご住所・ご連絡先（電話、E-mail）をお送りください。
当日参加も受付ますが、会場が狭いため事前申込を頂いた200名の方のみ席を用意致します。
集会後懇親会（近隣会場にて）午後5時～7時 会費3500円
- * 申込先 FAX：06-6362-8178（植田法律事務所）/ mail：uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp

連絡先：THEペット法塾事務局 植田法律事務所 TEL：06-6362-8177

< 主 催： THEペット法塾・京都野良猫保護連絡会 >

京都緊急集会のご報告

平成27年2月7日京都緊急集会「京都市・野良猫餌やり禁止条例と野良猫保護」

—今みんなで考える問題・猫餌やり禁止 殺処分の新たな形—

一般参加者は144名でした。THEペット法塾のメンバー、パネラー、報告者の皆様を含めると、約160名余でした。

集会には、環境省プラン（牧原プラン）に関与された藤野真紀子様のお挨拶、京都市市会議員、牧原プランの牧原秀樹衆議院議員と松浪健太衆議院議員からのメッセージを頂きました。

報道は朝日が京都版で大きく取り上げました。NHKも取材をされましたが報道はされていません。

集会は、現在の、日本の野良猫問題についての最高のレベルの皆様からのご報告でした。法理論、野良猫問題に取り組んできた行政、長年に亘る野良猫への餌やり、保護、避妊去勢の地域猫活動に取り組み、野良猫問題を解決することに尽力してきた全国の最前線の代表的なボランティアの皆様からの、講演と報告、議論でした。

環境省を初め、全国の行政、野良猫問題に取り組まれる皆様のご参加があれば、野良猫問題とその解決の道筋が、極めて容易且つ明確に理解ができる内容で充実した集会でした。

京都市条例案は、野良猫発生の原因の捨て猫対策には措置を取らず、京都市で犬猫に対する苦情が大きく減っている中で、それを実現してきた猫餌やりを反社会的な迷惑行為として排除しています。野良猫の命に対する思いはなく、

野良猫解決とは全く逆の、動物愛護法に反する誤った条例であることが明らかにされました。

野良猫問題は、行政が核となって、ボランティアの力を借りて、地域問題として猫の嫌いな人達を含めて、地域住民の協力を受けて、避妊去勢を完遂すれば新たな野良猫は発生せず、迷惑苦情もなくなり、5年ないし10年で解決できる問題であることも明らかにされました。

京都市条例は、重要な情報提供がされず行政手続法にも反する疑いもあり、猫餌やり規制で野良猫問題は解決しないことを認識し、再度、東京都などの事例も参考に、行政の、解決への正しい方向を組み立て、再度の情報提供、パブコメによる出直しの条例が必要であることが一致した結論でした。

全国各地の皆様には、京都市と同様の、形を変えた殺処分と野良猫解決にはつながらない誤った野良猫条例を作る動きがあり、京都市の誤った点を参考に、野良猫保護と解決への正しい取り組みを進められることが必要です。

皆様には、動物法ニュース、消費者法ニュース、THEペット法塾ホームページなどで、情報を提供していきたいと思えます。

要旨

京都市条例案の内容

- ① 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。
- ② 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。
- ③ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。
- ④ まちねこ支援事業は、①3名以上の団体。②町内会の同意を得る。③猫用ト

イレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

[講演]

1 吉田眞澄（弁護士／元帯広畜産大学理事・副学長）講演

今では一般化している「人とペットの共生」は私の造語であるが、そこでの「共生」は、ペットに広く社会的門戸を開きつつ知恵を絞り問題を克服する姿を示すものであり、門戸の広さ、問題克服力の強さや大きさによって成熟度が測定される。京都市が提案する条例案の骨子は、非常に分かり難いところはあるが、お願いの部分を合わせて考えると、犬や猫を家に閉じ込め、社会的門戸を閉じようとする傾向が極めて強く、「共生」とは逆行するものである。それとともに、野良猫問題については、実態と事実認識の間に大きな乖離があり、それが問題解決の障害になる可能性が極めて強い。今回京都市が提示した資料に見られるように、野良猫の餌やり由来の苦情は、平成23年度からの3年間だけでも激減しており、その分析が問題解決にとって極めて重要である。

野良猫についての現状は、遺棄者、遺棄猫等の交配による数の増加と周辺的生活環境への悪影響、地域住民の問題解決力の不足、不妊去勢手術や周辺的生活環境保全などに全く注意を払うことなく旧来型の餌やりをする人、その状況を把握しながら有効な対処をしてこなかった行政等に由来するもので、その責任を地域猫活動を視野に入れて責任ある餌やり活動をする人にまで押し付けるのは公平性を欠く対処法と言わざるを得ない。野良猫対策には、遺棄の予防、遺棄に対する適切な防御策（昨年12月に環境省が遺棄の概念を事実上変更することにより対応が容易になった）、飼い猫の完全室内猫化・不妊去勢手術の励行と合わせ、地域猫活動をこれまで以上に積極的に推進するが必要であり、野良猫の繁殖力を考えると、迅速性、計画性、有効性が鍵になる。3年で全頭の不妊去勢手術が完了すれば、性本能による迷惑行為は著しく減少し、5年で苦情はほぼなくなり、10年後には問題は全面的に解消する。

この計画推進には、餌やり活動をする人の協力が必要不可欠で、適切且つ良好な関係を構築することがむしろ大切である。犬や猫を事実上締め出す社会、つまりペットに対し閉鎖的な社会は、ペットに対する無知・無理解、偏見の横行する街になりがちである。欧米人の感覚からすると、動物に対する無理解・偏見の横行する未文化都市、倫理の成熟度の低い思いやりに欠ける街と映えることは間違いない。京都の良さは、国内的にも、国際的にも、異なる文化を受け入れ、それを消化し、自ら培ってきた文化に生かして新たな文化を構築するという作業の繰り返しにより汎用性の高い独自の文化を構築する所であり、それゆえに京都の文化が国内的にも国際的にも広く理解され、高い評価を受けるのである。それだけの広く深い矜持を持つ京都の伝統をペットへの対応にも生かすことが大切だ。「それぞれの社会における倫理の成熟度は動物に対する対応で分かる」とする歴史上の偉人達の言葉に耳を傾ける必要がある。

2 高木優治（元新宿区保健所職員）講演

地域猫対策前は、餌やり禁止が自治体の対策だった

餌やり禁止対策は自治体への苦情数減少に寄与することは殆どなかった。

東京都における1987（昭和62）年、世田谷区飼い猫の去勢不妊手術費助成金制度の発足などが始まり、東京都は2000（平成12）年に、この答申を受け「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を作り、野良猫を増やさないために去勢不妊手術を行い、術後の猫を元の場所に戻し、餌を与え管理することで野良猫の増殖を防ぎ、合わせて餌場の片づけ、トイレの設置やフンの片づけをすることなどを守って貰うようにした。地域住民とボランティア、自治体の3者による協働事業として進めるよう提案された。

現場で行政が、地域の人達の中に入り地域猫対策を説明し、理解と協力を得るために調整をして、実行者を確認して野良猫を捕獲し、手術を行い、元の場所に戻し、管理を続けていく体制を作ることで、始めて地域猫対策が進む。

新宿区の引取犬猫数は、平成13年は合計358匹（内猫315匹）平成2

5年は合計24（内猫17匹）であり、苦情件数は、平成13年は合計412件（内猫250件）、平成25年は合計163件（内猫108件）と大きな成果があった。

ボランティアは、地域の猫の数や餌場の場所、捕獲器の設置や未実施の猫の数、餌の片づけフンの始末等、定時定点での管理をすることで、その地域の生息頭数の変化がわかり、効果測定もできる。猫の数や餌場を把握している人の協力がなければ実施することが困難である。餌やり禁止は意味がない

餌やり禁止を掲げることは、地域猫対策実施のための大切な情報（野良猫の生息数・餌場の場所と数等）を遮断する。地域猫対策実行者になれる「餌やりさん」を排除し、地域住民の中に亀裂、トラブルを生じさせる。

餌やり禁止は、意味がなく、野良猫解決を困難にさせ野良猫解決にならないことは明らかである。

[第2部 報告]

3 藤野真紀子（元衆議院議員）

人が動物に対して愛情や思いやりを持つことは自然で大事なこと。

京都市条例が、野良猫全体に猫餌やり禁止が決められたときは、原始的で餓死という残酷な殺処分につながる恐れがある。動物共生に反する。子供達に動物愛護の精神から博愛精神を培って欲しい。京都は日本人の誇り、京都にふさわしい命に優しい日本人の優しい心を反映した条例を作っていただきたい。

4 溝淵和人（動物ボランティアCat28）

野良猫が地域住民への被害、迷惑を与えてしまう。野良猫繁殖と飼っている猫の望まれない猫が生まれて遺棄される。ボランティアだけでは、また、行政が丸投げをし癒着したボランティアだけでは野良猫問題は解決しない。官が先頭に立たないと解決はしない。

「猫餌やりをするな」ではなく、「捨て猫の禁止、罰則」である。行政が、

ボランティア、住民と野良猫を保護すること、そこから避妊去勢をして、保護を継続すること。京都市の行政が動かないで、猫餌やり禁止をして、野良猫を餓死させようとするだけでは、野良猫問題は継続するだけである。

5 鶴田真子美（全国動物ネットワーク）、川井満（猫と友達）

京都市の、猫餌やり者に飼主責任を課し、また罰則を課すことは、憲法等に違反する。野良猫を殺させることを強制するような行政は、動物愛護法などの法律に違反する。行政は、動物を遺棄させず、虐待をさせず、保護をすべき責任があり、餓死させて死に至らしめるような殺処分をさせてはならず、これを行政がさせるとすれば、違法性は強い。猫餌やりの野良猫の保護と野良猫問題を解決する努力を認識していない。環境省も、動物愛護法に反する「猫餌やり禁止」の方向で動いているが（東京新聞）、動物の命の保護に反しており、地域猫活動を妨害し、動物愛護法等、憲法、法律に違反する旨の意見書を出した。

6 植田勝博（THEペット法塾代表／弁護士）

改正動物保護管理法（平成24年9月5日公布、平成25年9月1日施行）は「殺す行政」から「生かす行政」への転換した。飼猫の終生飼養義務（動愛法7条）。行政の飼猫の引取制限（同法35条）、野良猫の引取制限（附帯決議8項）。飼猫の遺棄禁止、遺棄等の罰則強化（同法44条）。野良猫は全て社会で存在する。

従来地域猫活動を踏まえて、野良猫（所有者のいない猫）は、避妊去勢をして、地域住民の同意（排除しない）の下に管理する（附帯決議8項）。野良猫を含めて殺処分ゼロをめざす（附帯決議6項）。

「まちねこ支援事業」は、事実上、個人の猫餌やりを規制禁止する。

所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、野良猫餌やりをする者に、所有者同様の管理責任を負わせることは、法律上奇異である。東京地裁立川支部猫餌やりの損害賠償事件判決は、野良猫餌やりと被害に因果関係がなく、動物愛護法等に反して、明らかに誤っている（THEペット法塾見解）。

猫餌やりは、命を生きし、野良猫をなくす社会的公益活動である。

野良猫餌やりを禁止すれば野良猫は餓死するか、餌をあさる。京都市条例は、虐待（給餌、給水しない）殺傷の結果を目的とする。動愛犯罪を強いる条例は改正動物愛護法に反する。条例案は、その精神も措置も、野良猫を保護せず、地域猫活動を妨害するものである。

動愛法に沿って、行政が核となって、ボランティア及び地域住民と一体となって、野良猫問題の早期の解決を目的とする条例を制定することが必要である。

7 佐藤泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）

伊東市で長く地域猫活動をしている。野良猫問題の場所約50箇所余の野良猫の保護と避妊去勢をして、団体からも避妊去勢代を支援して野良猫問題に取り組んで来た。野良猫が1匹もいなくなった地域もあり、また、新たな野良猫が出てきたときは避妊去勢をして保護してきた。伊東市に避妊去勢の支援をして貰うシステムも作ってきた。野良猫問題は、棄てる人、飼猫が子供を生んで棄てる人を厳しくしないといつまでも絶えない。私は猫が特に好きでもない。可哀想な猫を放置しておけないだけである。猫餌やりの多くの人達は、野良猫問題に、時間、労力、お金を負担して、新たな里親探しをしてきた。野良猫餌やりを禁止したら、誰が野良猫を保護して、避妊去勢をして、保護を続けるのか。京都市は、今まで野良猫問題に取り組んでいる人達を追い出して、野良猫を排除して、動物愛護の心はない。餓死させる京都市は残酷。野良猫問題の解決はできない。

8 山崎悦子（名古屋市）

野良猫の命を守るために、不幸な猫を生まれないようにと避妊去勢をしてきた。野良猫、地域猫を推進してきたのは私達の犠牲の上で、多額なTNRをしてきた。行政が、野良猫問題を解決するというならば、野良猫餌やりが、自己の犠牲の上に、棄てた人達の尻ぬぐいをし、近隣住民のために野良猫をなくすための猫餌やりをする活動を妨害しないことを求める。

京都市には、野良猫への命の思いはない。猫餌やりを反社会的というのは、何も知らない行政である。野良猫の餌やり、TNR、保護をせめて、妨害しない。野良猫の命を罰則で奪わないことを求める。

9 武藤安子（グリーンNet）

野良猫問題は、野良猫を殺さず、保護すること。京都市は、従来保護してきた人を追い出し、野良猫を保護できるか。京都市の条例案には、猫の保護に関する内容はなく、猫の命への思いはなく、餓死をすれば良いとしか考えられない。

法律は、殺さない行政の責任がある。京都市は、野良猫餌やりを犯罪者扱いにして、野良猫の命を奪い、野良猫を殺す方向ですが、動物愛護法に違反する。野良猫も生きている。野良猫の命を守って下さい。

10 佐川真人（アニマルネットワーク京都西）

野良猫の保護、避妊去勢をし、猫餌やり活動をしていたら、自治会、警察が来て猫餌やりすると言われて妨害された。

TNRをして、野良猫の保護と不幸な野良猫を発生させない行為が反社会行為や犯罪類似とされれば、殺処分禁止、野良猫保護、地域猫活動を目的とする動物愛護法に反する。京都市条例は、明らかに野良猫保護、地域猫活動を禁じようとするもので、違法である。私は野良猫の命を守って野良猫問題を解決する。

動物愛護管理法、京都動物愛護憲章の根底は「国民、市民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資する」ことであり、条例案はこれを欠く。

2015. 2. 7 THEペット法塾、京都野良猫保護連絡会 京都緊急集会
エラー!

—今みんなで考える問題・猫餌やり禁止 殺処分の新たな形—

京都市が制定を目指す「動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」は、動物愛護管理法第35条1項本文の規定に基づき引き取った犬や猫の殺処分がなくなることを目指すという目標の「数字」のみを追い、規定の根本にある「動物の命と感受性」尊重の精神をないがしろにし、人の目につきにくい「新たな形の猫の殺処分」を生み出すもので、全国的に大きな問題になっている「犬の大量放置・遺棄」事件と同根異形である。また、京都市は、意見募集の説明文冒頭に「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」、「人にも動物にも心地よいまち」、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」等の美辞麗句を並び立て、条例があたかも京都動物愛護憲章が目指す「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」推進の具体的な行動指針である「動物を思いやりましょう」、「動物のことを学びましょう」、「動物との正しい関わりを考えましょう」、「動物との絆を最後まで大切にしましょう」、「人にも動物にも心地よいまちを作りましょう」を推進するための条例のような外観を呈しているが、条例の中身は、動物への思いやりに欠け、動物のことを誤解するメッセージを送り、動物との正しい関わりを考える努力を怠り拙速に結論を出し、動物との絆を大切にせず猫を遺棄する「犯罪者」対策は何ら講じず、犬と猫をまちから追い出したうえ戻れないよう門を閉じる「犬や猫に閉鎖的な社会」の実現を目指すもので、「看板に偽りあり」の象徴ともいえる内容である。「犬や猫を締め出す社会」が、その中にいる犬や猫にとって「心地よいまち」であるはずがなく、無知や無理解の「冷たい目」の蔓延する「うるおいのないまち」である。

京都市は、動物愛護管理法や京都動物愛護憲章の根底にある「国民、市民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資する」ことがいかに大切であるかをよく認識し、知恵を絞り立場の違いを超えて受け入れ可能な答えを出す努力を行うべきである。野良猫に対し閉鎖的な社会は、社会の醜い所に対しても閉鎖的になりがちな「臭いものにふたをする」の姿勢に繋がる。「野良猫」という弱い立場にあるものの「命と感受性」への思いやりを欠く社会は、弱い立場にある人に対し思いやりを欠きやすくなる。それが社会に広がればどうなるか答えは明白である。動物愛護が、生命尊重、平和の情操の涵養に続く構図がそれを明確に示している。京都市は、洋の東西を問わず歴史上の偉人達が社会に送り続けてきたメッセージ「社会における倫理の成熟度は、動物に対する対応で分かる」という言葉を吟味し、動物愛護管理法や京都動物愛護憲章の精神と目的に適切に対応する行動を取るよう強く求める。

上記の宣言と決議をもって、閉会の宣言をする。

2015年2月7日 参加者一同

京都市の虚偽的ホームページ日付変更

京都市2015年2月6日ホームページ（京都情報館）

2015年2月17日

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

京都市は、2015年2月12日に、京都市ホームページ「京都情報館」に、下記広報がされました。

これに対して、THEペット法塾は、2015年2月16日付で「京都市の2015年2月12日ホームページの虚偽的、不誠実な発表に対する意見」を発表を致しました。

京都市は「（一部団体、即ちTHEペット法塾は）本市の条例が「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「「まちねこ活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課される」との誤った情報を流した」と公表されました。しかし、下記の京都市条例骨子の文言趣旨からは、どこにも誤りはなく、THEペット法塾は京都市のホームページの公表について「THEペット法塾の意見を『誤った情報を流した』と虚偽的にねじ曲げ、京都市民、国民を欺くもので、行政としては、極めて信頼を欠く、不誠実、虚偽的なもので、京都市の品性、レベルを疑う」との反論の意見をホームページに出しました。

THEペット法塾は、京都市条例案を上記の通り、文言を正確に伝えて、その内容が憲法、民法から見ても、著しく奇異であり、明らかに動物愛護法に反すると認められるので、THEペット法塾の京都市への意見を公表したものです。

THEペット法塾は、京都市市長、議員、行政へもご案内を差し上げてご意見を求める努力をし、現場、学識者、動物愛護法の立法などにも関与された政治家、猫餌やり活動、地域猫活動の皆様のご現在日本のトップにいる皆様方に集まって頂き、「平成27、2、7京都緊急集会、形を変えた殺処分」を開催致しました。集会は、京都市条例を資料として配布し、下記の皆様で議論をして頂きました。

藤野真紀子（元衆議院議員）、吉田眞澄（弁護士／元帯広畜産大学理事・副学長）、高木優治（元新宿区保健所職員）、溝淵和人（動物ボランティアCat28）、鶴田真子美（全国動物ネットワーク）、佐川真人（アニマルネットワーク京都西）、山崎悦子（名古屋市）、武藤安子（グリーンNet）、佐藤泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）。

THEペット法塾の条例の理解、意見は、法律、行政、野良猫問題、地域猫活動の意見を前提とするもので、適切かつ必要なものと考えます。

京都市公報の日付の遡らせ

2015年2月17日に、京都緊急集会以降に出された「京都市の2015年2月12日ホームページの虚偽的、不誠実な発表に対する意見」の基となる京都市2015年2月12日付ホームページを確認しましたところ、そのホームページは消されていました。更に確認したところ同じ文章が2015年2月6日付で京都市ホームページ（京都市情報館）に掲載され、上記2月7日京都緊急集会開催日以前に遡らせていました。

下記に、当初出された公報と、日付を遡らせた公報を掲載します。

一旦出された京都市公報が、何故、日付を遡らせたのか、極めて不可解です。京都市の、「THE ペット法塾の意見を『誤った情報を流した』」と虚偽にねじ曲げて、責任をTHE ペット法塾にあると転化するような公報をして、社会を欺く行為が京都市によってなされるとは、よもや思いませんでした。

これに続けて、2月12日付公報の日付を2月6日に遡らせる作偽も考えられないものでした。京都市公報は、京都市民、国民を欺くもので、行政としては、極めて信頼を欠く、不誠実、虚偽的なものと言わざるをえません。

京都市は、姿勢だけでなく情報の信頼性を欠き、必要な情報を出さず、都合の悪い情報は虚偽的にねじ曲げ、ときに「嘘をつく」もので、行政のあり方としてはまともな団体とは言い難いものです。

野良猫問題は、原因である猫遺棄などの行為を厳しく禁止すること、猫餌やりのボランティアによる、野良猫保護のために献身的なTNR活動などの活動を公益活動として正しく理解し、行政が核となって運営支援することが動物愛護管理法の基本です。野良猫の避妊去勢が行政を核になされれば、数年で基本的に野良猫は増えず、地域住民の理解も得られ、野良猫保護を地域住民、ボランティアにより保護が継続すれば、野良猫問題は10年程度で解決がされるとの新宿区の例が報告されています。その最前線にいる猫餌やりの協力は有益且つ必要です。

京都市の、野良猫を保護し野良猫問題に取り組む猫餌やりを反社会的、犯罪的行為として排除する行為は、野良猫排除「形を変えた殺処分」であり、官民一体での地域猫活動を否定するもので、動物愛護管理法に反します。

野良猫保護への思いのない動物に冷たい条例であり、また地域猫を成功させようとする意思の見えないものです。猫餌やりの近隣環境問題は、行政が核となって、猫餌やりと近隣住民との間で指導調整をすれば容易に解決される問題です。

京都市は、猫餌やりが野良猫問題の元凶であるとしているが、猫餌やりの実態はそのようなものではなく、野良猫保護と野良猫問題を資財をなげうって取り組

んでいる実態を素直に見て、野良猫の命の保護を正面において、皆で野良猫への愛護と10年程度の計画で野良猫をなくすことを目標にして、再度、条例をその基本から組み立てることが求められます。

京都市2015年2月12日付ホームページ（京都市情報館）

京都市:京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について... Page 1 of 2



京都市情報館

Kyoto City Official Website

現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

ページ番号177678

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [サイト](#) 2015年2月12日

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について


本市では、野良猫等への無責任な給餌(餌やり)に関する規定を含む「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」について、平成26年12月15日から平成27年1月14日までの間、その骨子をお示しし、制定に係る市民意見の募集を行ったところです。

その結果、3,005通と全国から大変多くの御意見をお寄せいただき、また、その多くは野良猫への給餌に関する規定に係るものでした。しかし、インターネット等を通じまして、本市の条例が、「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「「まちねご活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課される」ものといった誤った情報が一部の団体等により広められておりますことから、御意見の中には、このような誤解に基づいて、反対されるものも多数ございました。

このため、先にお知らせをいたしました本市の考え方に加え、本条例の制定に関する本市の考え方を改めてお伝えさせていただきます。

皆様に、この問題について正しくお考えいただく機会となれば幸いです。

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方

 [京都市動物による迷惑の防止に関する条例\(仮称\)の制定に関する本市の考え方\(PDF形式、268.38KB\)](#)
本市の考え方を掲載しています。



現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)
京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について

ページ番号177678

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) [シェア](#) 2015年2月6日

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方について


本市では、野良猫等への無責任な給餌(餌やり)に関する規定を含む「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」について、平成26年12月15日から平成27年1月14日までの間、その骨子をお示しし、制定に係る市民意見の募集を行ったところです。

その結果、3,005通と全国から大変多くの御意見をお寄せいただき、また、その多くは野良猫への給餌に関する規定に係るものでした。しかし、インターネット等を通じまして、本市の条例が、「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「まちねこ活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課されるものといった誤った情報が一部の団体等により広められておりますことから、御意見の中には、このような誤解に基づいて、反対されるものも多数ございました。

このため、先にお知らせをいたしました本市の考え方に加え、本条例の制定に関する本市の考え方を改めてお伝えさせていただきます。

皆様に、この問題について正しくお考えいただく機会となれば幸いです。

京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)の制定に関する本市の考え方

 [京都市動物による迷惑の防止に関する条例\(仮称\)の制定に関する本市の考え方\(PDF形式, 268.38KB\)](#)
本市の考え方を掲載しています。

(参考)

京都市パブコメ募集骨子は①～④です。（*は言葉から理解される意味）

① 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。

* 野良猫に餌やりは、「まちねこ支援事業」しか認めず、そうでなければ、猫を自ら飼養すること（即ち「持ち帰れ」と同じ意味か）。

② 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。

③ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。

* 猫餌やりに罰則を課す。

④ まちねこ支援事業は、① 3名以上の団体。②町内会等の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

* 個人の猫餌やりは排除して認めない。3名以上、町内会の同意を得ること、私有地など猫餌やり場を用意することを課すことは、個人の猫餌やりに不可能を強い、個人の猫餌やりを排除するもので「野良猫餌やり禁止条例」と認められる。

京都市条例についての申入書

平成26年3月15日

京都市長

門川大作様

京都市市会議員 各位様

公益社団法人 京都市獣医師会 御中

関係各位様

THE ペット法塾 代表弁護士 植田勝博

Tel06-6362-8177、Fax06-6362-8178

京都野良猫保護連絡会

申入の趣旨

- 1 京都市条例を白紙に戻すことを求める。
- 2 野良猫を保護し、野良猫の餌やりボランティアの活動の制限をせず、官民一体で野良猫問題を解決する条例の制定を求める。

申入の理由

- 1 京都市は、「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例」（内容：野良猫餌やりを禁止・制限する条例）を近日中に制定すると聞き及びます。
- 2 京都市の「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）」の骨子のパブリックコメントについては、合計3005通で、条例案に反対97%、賛成3%の報告がされています。行政手続法に沿った民意による行政手続の趣旨からすれば、同条例案は一旦白紙に戻されるべきです。
- 3 京都市条例案の内容、及びその問題は次の通りです。

一 「所有者のいない動物（野良猫を含む）に餌やりをするについては、ア 適切な方法により行うものとし、周辺の住民の生活環境に悪影響及ぼしてはならない。イ 市長は適切な給餌の方法の遵守の基準を定める。」

二 「アに違反したとき、イの基準に従わないとき、（生活環境に支障を生じさせたときは）、勧告、命令、罰則を課する」

三 「餌やり（野良猫餌やり）の届出制、登録制を検討する」とする（平成27年3月10日京都市「京都情報館」）。

* 京都市が従来示している「まちなこ支援事業」の野良猫餌やり基準は、①3名以上の団体を作る。②町内会の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

[京都市条例案の問題]

① 所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、本来自由である筈の所有者のいない動物への餌やりを、条例で市長が「基準」を定めて事前に規制ないし禁じることは、憲法13条の自由権、幸福追求権を侵害する不当な人権侵害である。京都市は、動物餌やりを全て、市長、行政の枠内で管理しようとする。動物と人との自然的関係の基本権を侵害する。

② 行政は迷惑な野良猫を殺処分してきた。野良猫の保護と共生は、従来、野良猫餌やりのボランティアにより、野良猫保護、TNRによって、野良猫問題の解決に取り組まれてきた。

③ 野良猫餌やりは正しい行為であり、動物愛護管理法に基く合法行為である。

THEペット法塾が国会に求めた法律は、平成24年8月改正動物愛護法により、「殺す行政」から「生かす行政」へと転換し、行政は殺処分を目的とする野良猫の引き取りをしないこと（法35条、附帯決議8項）、野良猫を生かすについては、従来の猫餌やりが築いてきた「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とした。そして、猫の遺棄、猫を殺傷することを厳罰化した。

野良猫保護は、①まず猫への餌やりである。野良猫の命への思いから、自分で餌を買い与え、生かし、②避妊去勢をして、③世話をしてきた。これが地域猫活動であり、官民一体で野良猫保護をすることを改正動愛法の基礎とした。猫餌やりは、動物の命を生かし、野良猫をなくし、地域、社会のための活動である。

京都市条例は、野良猫を保護する猫餌やりが迷惑の原因とする誤った考えが優先し、野良猫の命への思いはなく、地域での野良猫との共生の姿勢が全く認められない。

- ④ 猫餌やりについて、京都市が検討する登録制、届出制は、原則、猫餌やり禁止制度である。登録制（例、貸金業規制法によるサラ金・ヤミ金のサラ金地獄をなくすため登録制、現動物愛護法・第一種動物取扱業の登録制）、届出制（旧動物愛護法・動物取扱業の届出制。現同法・第二種動物取扱業者は届出規制）は、無登録、無届け野良猫餌やりを規制、禁止する制度である。

京都市条例は、餌やり行為を、反社会的ないし違法な行為とし、行政の監視下に置き、国民ないし市民の動物愛護の自由を否定する。

目の前にいる餓死するような野良猫に、基準違反、無届け、無登録の餌やりとして、禁止、規制することは、野良猫の排除と「形を変えた殺処分」と言える。

- ⑤ 京都市条例は、野良猫問題の原因は猫餌やりにあり、猫餌やりを反社会行為、犯罪的行為として制限禁止をし、個人ボランティアではできない条件を課してこれを満たしたときのみ禁止を解くとの内容である。地域猫は「猫餌やりのボランティアのためにしてやる」との誤った措置である。京都市条例は、従来の「殺す行政」の延長上にあり、野良猫餌やりの自由を奪い、愛護と言いつつ、動物への餌やりを規制し、野良猫を排除し、野良猫保護を規制し排除（殺す行政）する。「形を変えた殺処分行政」である。

- 1 私達は次のことを京都市に求めます。

- ① 野良猫を保護し、野良猫の餌やりボランティアの活動の制限をせず、官民一体で野良猫問題を解決する条例の制定を求めます。
- ② 京都市の野良猫の苦情は、過去3年間で、約700件の苦情が300件以下に半減している。これは猫餌やりなど野良猫問題に取り組んできた市民の力によります。京都市の野良猫行政は、野良猫を保護せず、野良猫問題の解決に取り組んできた市民を排除して、野良猫解決の基盤を潰すものです。

過去の野良猫問題解決は、市民、地域、行政が一体で、現場のボランティアと協議をして避妊去勢が完了すれば、それ以上の野良猫発生は基本的になく、後は、ボランティア、地域住民の参画、協力により野良猫の餌やり保護を継続すれば10年程度で野良猫問題は解決するとの報告があります。

- ③ 京都市の虚偽公報などは不適切です。
 - a. THEペット法塾の、京都市パブコメへの意見、及び平成27年2月7日の「京都市条例案は形を変えた殺処分」の全国集会にて、「野良猫に冷たく、動物愛護管理法等に反し、地域猫に違う、誤った条例が作られないよう、動物愛護管理法、京都動物愛護憲章に沿った条例の制定を求めた」集会宣言に対して、京都市は、平成27年2月12日付京都市広報（京都市情報館）にて、「当団体が全国に誤った情報を流したことにより誤解をさせた」旨の虚偽の公報がされました。その後、京都市は、公報の日付を2月6日付に遡らせる公報がされました。

京都市の虚偽公報は品位と信頼性を著しく損なうものです。

- b. 京都新聞 2015, 3, 9記事「京都市動物迷惑防止条例」について、「(THEペット法塾の意見) ペット愛好家等」とする。問題は、単なる「猫好き」ではない。動物の命と人と動物の共生という人類の基本を歪曲している。「市民意見は3000通以上にのぼり、関心の高さをうかがわせる」とするが、パブコメの条例案反対97%、賛成3%の市民意見が適正に報道されていない。
 - c. 京都市議会佐々木議員のネットでは「テロリスト的」と評価されています。

THE ペット法塾の、動物に対する人の基本的人権、動物の命、人と動物の共生の動物愛護法に遵じる活動を「テロリスト」とされますが、京都市議会、京都市行政に対して、憲法、動物愛護法、京都市動物愛護憲章「人にも動物にも心地よいまちへ」を遵守することを求めます。京都動物愛護憲章とは真逆の猫餌やりを事前規制し、野良猫に冷たく、動物を排除する条例であり、白紙とすべきです。

④ THE ペット法塾の主張

「野良猫は私達と共生する動物であり、なにより、地球上で生きる同じ命をもった動物であり、私達は、命に対する畏敬をもって猫との共生をすることは、法律に基く私達の責務です。野良猫の命への畏敬、愛護、共生をすること。共生とは社会が野良猫を受け入れて愛護し、人と野良猫が共に生きることのできる社会にすることです。餌やり行為は正しい行為です。新たな野良猫を発生させないことに努めます。野良猫問題は、地域の問題として、行政がその責任の核となり、地域住民が問題の責任を担うものとして、行政、地域住民と共同、協力して終生の保護に努め解決します。私達は、動物愛護管理法にそった、野良猫保護と地域猫の官民一体による野良猫問題の解決を目的とする条例の制定を求めて活動をするを目的とします。」

ア 野良猫を受け入れる社会こそが、成熟した社会、品格である。京都市は野良猫の受入を拒否する旧態の排除行政で、「動物にも心地よいまち」ではない。

イ 野良猫を受け入れることは、猫餌やり禁止、届出制、登録制は許されない。行政は、野良猫の餌やりの活動を尊重し理解し支援すること。これにより支障が出たときは是正措置を設けるものとする。基本的には罰則を付けるものではない。猫餌やりはそれ自体基本的に正しい行為であり、地域社会の責任として野良猫を保護することを基本として速やかな解決をすべきである。

ウ 事前規制や罰則で地域猫の核である猫餌やりを禁じるのではなく、まず野良猫を餌やりで保護し、そこから発生する地域環境の問題は、啓蒙をして是正

をしていくことが道筋である。

2015. 2. 7 THE ペット法塾、京都野良猫保護連絡会 京都緊急集会

エラー!

—今みんなで考える問題・猫餌やり禁止 殺処分の新たな形—

京都市が制定を目指す「動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」は、動物愛護管理法第35条1項本文の規定に基づき引き取った犬や猫の殺処分がなくなることを目指すという目標の「数字」のみを追い、規定の根本にある「動物の命と感受性」尊重の精神をないがしろにし、人の目につきにくい「新たな形の猫の殺処分」を生み出すもので、全国的に大きな問題になっている「犬の大量放置・遺棄」事件と同根異形である。

また、京都市は、意見募集の説明文冒頭に「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」、「人にも動物にも心地よいまち」、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」等の美辞麗句を並び立て、条例があたかも京都動物愛護憲章が目指す「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」推進の具体的行動指針である「動物を思いやりましょう」、「動物のことを学びましょう」、「動物との正しい関わりを考えましょう」、「動物との絆を最後まで大切にしましょう」、「人にも動物にも心地よいまちを作りましょう」を推進するための条例のような外観を呈しているが、条例の中身は、動物への思いやりに欠け、動物のことを誤解するメッセージを送り、動物との正しい関わりを考える努力を怠り拙速に結論を出し、動物との絆を大切にせず猫を遺棄する「犯罪者」対策は何ら講じず、犬と猫をまちから追い出したうえ戻れないよう門を閉じる「犬や猫に閉鎖的な社会」の実現を目指すもので、「看板に偽りあり」の象徴ともいえる内容である。「犬や猫を締め出す社会」が、その中にいる犬や猫にとって「心地よいまち」であるはずがなく、無知や無理解の「冷たい目」の蔓延する「うるおいのな

いまち」である。

京都市は、動物愛護管理法や京都動物愛護憲章の根底にある「国民、市民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資する」ことがいかに大切であるかをよく認識し、知恵を絞り立場の違いを超えて受け入れ可能な答えを出す努力を行うべきである。野良猫に対し閉鎖的な社会は、社会の醜い所に対しても閉鎖的になりがちな「臭いものにふたをする」の姿勢に繋がる。「野良猫」という弱い立場にあるものの「命と感受性」への思いやりを欠く社会は、弱い立場にある人に対し思いやりを欠きやすくなる。それが社会に広がればどうなるか答えは明白である。動物愛護が、生命尊重、平和の情操の涵養に続く構図がそれを明確に示している。

京都市は、洋の東西を問わず歴史上の偉人達が社会に送り続けてきたメッセージ「社会における倫理の成熟度は、動物に対する対応で分かる」という言葉を吟味し、動物愛護管理法や京都動物愛護憲章の精神と目的に適切に対応する行動を取るよう強く求める。

上記の宣言と決議をもって、閉会の宣言をする。

2015年2月7日 参加者一

同

野良猫に餌 是非か

京都市の「禁止」条例制定巡り集会



野良猫に避妊去勢手術をして管理し、住民トラブルを防ぐ「地域猫」の成果が報告された。下京区

野良猫に餌を与えることは是非か——。野良猫の保護に取り組む市民や弁護士が7日、京都市が制定をめざす「動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」について話し合う集会を下京区で開いた。無責任な餌やりを禁じた条例案について、「問題の解決にならない」と指摘する内容で、約180人が参加した。

善意の人追い込む ■捨てる人は？

「地域猫」の活動は京都市にもあり、町内会などの同意を得られれば無料で避妊去勢手術をしてくれる。高木さんは「餌を与える人は野良猫の事情をよく知っている

と餌を与える人から相談を受ける。餌を与えた人が追いかけられたり怒鳴られたり、トラブルも多い」という。

「保健所職員は猫の被害に悩む人と餌を与える人から相談を受ける。餌を与えた人が追いかけられたり怒鳴られたり、トラブルも多い」という。

条例案は、無責任な給餌（きよめい）をした、残飯（ざんぱん）を放置したりすることで、周辺の生活環境が損なわれている場合は通告・命令を行い、違反した場合は過料を科す内容。野良猫を保護している人たちからは「猫の餓死を待つ、事実上の殺処分ではないか」「どんな給餌が無責任なのか、わかりにくい」などの意見があった。

野良猫を減らす取り組みとして、野良猫に避妊去勢手術をし、住民たちが管理する「地域猫」が注目されている。集会では、「地域猫」で苦情を減らすことに成功した新宿区保健所（東京）の元職員、高木優治さんが報告した。

市「適切な給餌妨げぬよう努める」

今年1月14日までパブリックコメントを募集したところ、約3千通の意見が寄せられた。条例案は市議会2月定例会に提案される予定。

市によると、昨年12月15日から「野良猫の糞尿被害の相談は毎年数百件ある。理解を得るためにも、動物とかわる人の行動にモラルと責任を求めることが必要。給餌のルールを市民に知らせ、適切な給餌をしている人が活動を妨げられないよう努めたい」としている。

市保健医療課は取材に対し、「野良猫の糞尿被害の相談は毎年数百件ある。理解を得るためにも、動物とかわる人の行動にモラルと責任を求めることが必要。給餌のルールを市民に知らせ、適切な給餌をしている人が活動を妨げられないよう努めたい」としている。

集会を主催した「THEペット法塾」の植田勝博弁護士は、「無責任な餌やりというが、自腹を切っただけで野良猫に手術を受けさせている人も多い。条例案はそんな人も追い込んでしまう」と見直しを求める。活動をともにする吉田真澄弁護士は「条例案は猫を捨てる人の問題には何も触れていない。これでは解決につながらない」と話した。

(田中京子)

<野良猫餌やり規制>条例化に疑問続出 京都市で

毎日新聞 3月15日(日)15時25分配信

◇餓死懸念／市民に周知かぎに

京都市が、野良猫に不適切に餌をやる行為などを罰則付きで禁じる条例案を開会中の2月市議会に提案し、議論を呼んでいる。動物のふん尿やにおいに苦しむ住民からは期待の声が上がる一方で、「適切な餌やりも排除される」「野良猫が餓死してしまう」など、市には条例化への疑問や批判を中心に3005通にも上るパブリックコメントが寄せられた。市によると、同種の条例は東京都荒川区などにあるが、政令指定都市で条例化の動きは初めて。市は20日の条例案採決の前に、15日に市民を対象にした説明会を開く。【宮川佐知子】

市によると、2013年度に市民から寄せられた犬猫のふん尿被害に関する苦情は671件。苦情は減少傾向だが、「マナー違反を規制する抑止力が必要だ」と条例化の準備を進めてきた。

「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例案」は、所有者がいない猫などに不適切に餌を与え、環境を悪化させる行為を禁止。違反者には市が中止を勧告、命令し、従わない場合は5万円以下の過料を科す。市の説明では、自宅敷地内で行う▽清掃をする▽地域の同意を得るーなどの条件を満たせば「適切なえさやり」として、禁止対象にならないとしている。

しかし、1月中旬までパブリックコメントを募集したところ、条例への批判、疑問が続出。猫と地域の共存を目指す「ゼロの会」（京都市）の根津さゆり代表は「地域の同意を得るのは難しい場合もある。条例ができれば、無責任な人間が生み出した野良猫を餓死させてしまう」と懸念。市民団体「THE ペット法塾」代表の植田勝博弁護士も「餌やりは本来自由な行為であり、条例は動物愛護法の趣旨にも反する」と指摘する。

一方、京都市は2010年度から地域住民による猫の世話をサポートする「まちねこ活動支援事業」を進めてきた。町内会などの同意を得て餌やりをする住民

を支援する制度で、避妊や去勢手術の費用を市が負担する。これまで112地域が登録し、市は今後も条例化と並行して事業を進めていく方針。

京都市伏見区で「まちねこ活動」に携わる中村美保子さん（58）は「自分の好きな時だけ餌をやったり、清掃をしない勝手な人もいる。餌をやるなら最後まで責任を持ってほしい」と話し、条例案に理解を示す。

日本動物愛護協会（東京都）の杉山公宏理事長は「条例案は動物の命の大切さや適正管理に触れており、動物に好意を持つ人、持たない人双方が納得できる内容。（条例化には）市民にいかに周知徹底させるかがかぎだ」とコメントした。

奈良市では13年に条例化されたが、計画段階で、野良猫の餌やり規制には批判が高まり、カラスによる被害防止に限定された。

議第32号

京都市動物による迷惑等の防止に関する条例の制定について

京都市動物による迷惑等の防止に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月20日提出

京都市長 門 川 大 作

京都市動物による迷惑等の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 動物の適正な取扱い（第7条～第10条）

第3章 雑則（第11条～第13条）

第4章 罰則（第14条～第16条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼い犬 所有者等が所有し、又は占有する犬をいう。
- (3) 飼い猫 所有者等が所有し、又は占有する猫をいう。
- (4) 野良猫 飼い猫以外の猫をいう。

2 (議第32号)

(5) 市民等 市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。

(6) 自宅等 犬又は猫（以下「犬等」という。）の所有者等の自宅又は所有者等が正当な権原に基づき飼い犬若しくは飼い猫を飼養し、若しくは保管することができる場所をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な飼養及び保管に努めなければならない。

2 犬等の所有者は、マイクロチップをその所有する犬等の体内に装着する方法その他の当該犬等が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を講じるよう努めなければならない。

3 犬の所有者等は、飼い犬を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）に同伴しようとするときは、あらかじめ、自宅等において排せつさせるよう努めなければならない。

4 猫の所有者等は、飼い猫が自宅等以外の場所に侵入することにより人に迷惑を及ぼすことを防止する観点から、飼い猫を屋内において飼養し、及び保管するよう努めなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

(1) 動物の適正な取扱いに関する指導及び意識の啓発を行うこと。

(2) 公共の場所における動物のふん尿による被害の防止に関する施策を実施すること。

(3) 野良猫に対する適切な給餌（給水を含む。以下同じ。）に係る活動を支援すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、動物との触れ合いに際して、人に迷惑を及ぼすことがな

いよう、動物を適正に取り扱うよう努めなければならない。

(相互の協力)

第6条 所有者等、本市及び市民等は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

第2章 動物の適正な取扱い

(多数の犬等の飼養等に係る届出)

第7条 犬等（生後91日未満のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者等（動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項第3号に規定する第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者その他別に定める者を除く。以下この条において同じ。）は、一の場所（当該所有者等が主として犬等の飼養又は保管の用に供する住居その他の建物又は土地をいう。以下この項において同じ。）において、飼養し、又は保管する犬の数が5以上又は犬等の数が10以上（犬の数が4以下の場合に限る。）となったときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 犬等を飼養し、又は保管する場所の所在地
- (3) 飼養し、又は保管する犬等の数

2 前項の規定による届出をした所有者等は、前項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(飼い犬のふんの回収義務)

第8条 犬の所有者等は、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携帯しなければならない。

2 犬の所有者等は、飼い犬が自宅等以外の場所でふんを排せつしたときは、

4 (議第32号)

直ちに当該ふんを回収しなければならない。

(不適切な給餌の禁止等)

第9条 市民等は、所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。

2 市長は、前項の動物に対する給餌について、必要があると認めるときは、適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項に規定する基準に従わずに行われている給餌に起因して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

第3章 雑則

(報告又は資料の提出)

第11条 市長は、前章(第8条第1項を除く。次条第1項において同じ。)及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、所有者等又は所有者等のない動物に対して給餌を行っている者その他の関係者に対し、動物の取扱いの状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第12条 市長は、前章及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、不適正な動物の取扱いが行われていると認められる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第15条 第8条第2項の規定に違反した者は、30,000円以下の過料に処する。

第16条 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(多数の犬等の飼養等に係る届出の特例)

2 この条例の施行の日から平成27年8月31日までの間における第7条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「その日から30日以内」とあるのは、「平成27年10月1日まで」とする。

6 (議第32号)

(関係条例の一部改正)

3 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「, 犬のふん」を削る。

第4条第1項中「(犬のふんを除く。次項, 第23条第1項及び第29条において同じ。)」を削る。

提案理由

不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するため, 適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定める必要があるので提案する。

THEペット法塾動物法交流会

「野良猫は全て地域猫である」

—現場からの報告と今後の活動の方向—

開催場所： **ドーンセンター** (大阪府立男女共同参画・青少年センター)

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49 TEL:06-6910-8500

●(新大阪より JR大阪駅乗換)地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ約350m

●京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を渡って1番出口より東へ約350m

●JR東線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約550m

開催日時： 平成26年11月1日 午後12時30分～4時30分

受付 午後12時00分

第1部開始 午後12時30分

第2部シンポジウム 午後3時～午後4時30分

参加費： 1000円 (資料代)

第1部 来賓、報告

一) 行政の取組の報告 京都市/その他行政

二) 報告 ○「野良猫を全て地域猫にするための要件」 吉田真澄 (弁護士/元帯広畜産大学理事・副学長)

○「行政の地域猫の取組のあり方」 高木優治 (元新宿区保健所衛生課職員)

○「動物行政の現場の問題と取組」 溝淵和人 (動物ボランティアCat28代表)

○「被災動物の野良犬猫の保護の必要性」 鶴田真子美 (全国動物ネットワーク代表)

○「改正動物愛護法の仕組みと猫殺処分ゼロの義務」・THEペット法塾代表・弁護士植田勝博

○ 現場からの報告

村山永見子・行政アンケート/佐川久子 (アニマルネットワーク京都) /岡田実千代 (南あわ

じ市) /武藤安子 (グリーンNet代表) /佐藤泰子 (静岡動物愛護犬猫ホットライン) /他

来賓 牧原秀樹衆議院議員 (環境大臣元政務官) の予定でしたが、他用のためメッセージのみとなりました。

第2部 シンポジウム「野良猫は全て地域猫である」

① 行政の引取制限

② 避妊去勢、地域猫への取組、猫餌やり禁止看板の扱い

③ 引取動物、遺失動物の扱い、殺処分の実状

④ 動物を生かすための取組 里親譲渡、動物シェルター

スタッフ：村岡真澄、沼田慶子、北山奈津子、萱村元信、江口忍、羽入田安太郎、西田芳樹、野上史生、佐藤由希子

交流会終了後、近くで懇親会を予定致しております。(費用別途) 午後5時～午後7時

* 申込方法、件名「平成26年11月1日交流会申込」と懇親会のご出席をご記入の上
お名前・ご住所・ご連絡先(電話、E-mail)をお送りください。

当日参加も受付ますが、会場が狭いため事前申込を頂いた150名の方のみ席を用意致します。

* 申込先 FAX:06-6362-8178 (植田法律事務所) / mail:uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp

連絡先: THEペット法塾事務局 植田法律事務所 TEL:06-6362-8177

< 主催: THEペット法塾 ・ 後援: 動物法ニュース >

「野良猫は全て地域猫である」・閉会宣言

従来の、犬猫を殺す行政から、平成24年8月の法改正により「犬猫を殺さない行政」へと変わった。即ち、猫については、所有猫は終生飼養義務に基づいて引取りの制限がされ（35条1項、3項、付帯決議6項）、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められない（付帯決議8項）こととなり、やむをえない場合のみしか引取りができないとされた。これにより、野良猫は基本的に社会に存在することとなった。

社会に存在する野良猫については、不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策を行い、猫の苦情件数の低減と猫の引取り頭数の減少に効果があるとして、官民挙げて推進を図る、との付帯決議（8項）がされた。

現在、全国の行政にて、地域猫対策と「殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力」（付帯決議6項）することを目指して取組がなされており、行政において、地域猫や殺処分ゼロを目指す積極的な取組が紹介された。

しかし、本日の報告において、今なお、野良猫や、飼い猫を積極的に引取り殺処分をする行政があることが明らかとなった。

従来、地域猫は、猫餌やりないしTNR活動（野良猫を捉え、避妊去勢をし、元の場所へ戻す）によって、殺処分行政ではなく、野良猫と共生して野良猫問題を解決することを目的としていた。しかし、これに対して、住民からは、猫の糞尿、鳴き声、アレルギーなどの苦情が出され、「連れて帰れ。持ち帰れなければ餌やりするな」「猫餌やりをしなければ野良猫はいなくなる。」と言われている。この苦情は、昔から社会に共生してきた猫に対しては行き過ぎた苦情であり、また、住民の受益のためにされている猫餌やりによる地域猫活動への誤解を含むものである。

従来の地域猫は、個人の猫への思いに基づいて大きな成果を上げてきたが、地域住民の無理解、新たな捨て猫、個人の力の限界もあり、これだけで地域猫が完遂されないことも明らかとなった。

地域全体の、野良猫の把握と避妊去勢をし地域猫を保護するためには、地域全体

で取組むことが必要である。即ち、猫餌やりだけでは限界があり、行政が核となって、避妊去勢をし、地域住民の理解と協力を得るための取組が必要である。野良猫の把握と保護のためには現場の猫餌やり者の協力が必要であり、行政が、地域住民の理解を得て、官民一体で行うことが必要であることが明らかとなった。

現在、複数の人達の申入があるときにのみ行政が地域猫に協力をするという受け身的な行政があるが、それでは地域猫の完遂は無理と考えられ、また、環境省の地域猫プランなどで、猫餌やりの制限ないし禁止をし、行政によっては猫餌やり禁止看板を立てる例があるが、それでは、猫餌やりが反社会的行為と住民や社会に受け取られ、地域住民の無理解と地域猫を支える猫餌やりを排除する結果を招き、地域猫の土台を崩すことにつながる。

地域猫問題は、行政が核となって、避妊去勢と地域住民の理解を得て、猫餌やりと共同して推進することが必要であることが明らかとなった。

行政の引取はやむを得ないときに引取るが、これは、やむをえない限り引取をしはならないことが法律の趣旨と言うべきである。

やむをえず行政が引取をした猫は、その命と猫の福祉のために（法1，2条）、その譲渡に最大限努める（35条各項）。引取猫は、犬猫の殺処分を目的としてきた「動物愛護センター」ではなく。動物の保護、福祉を目的とする公的シェルターの設置が求められる。シェルターは、人と動物のふれあいと共生の場であることが求められる。行政は、動物保護団体との共同作業により譲渡先を見つけ（35条4項、6項）、また、一般人の自由な立ち入りやふれあいを通じて譲渡を推進することなどが求められる。京都市の取組は注目されるものである。

国、環境省は、行政の犬猫引き取りについて、必要な事項を定め、費用の一部を補助することが求められる（35条7項、8項）

猫の遺棄は、動物犯罪であり、地域猫制度の障害にもなるが、平成26年7月30日に、名古屋地検は「遺棄とは危険な場所に捨てることを指し、畑に逃がした行為は遺棄にはあたらない」として不起訴処分としたが、明らかに誤っている。「遺棄」とは、遺棄されるものの生命・身体に危険を及ぼす行為であり、それは「保護された状況から保護されない状況に置く」ことである。畑や、山林や、公園などへ

猫を逃がす行為が遺棄にならないとすれば、そのような場所に猫を棄ててよいこととなる。しかし、このような解釈や処理は到底許されない。

また、兵庫県ではアニマルポリスが設営されたが、猫の遺棄、全国で発生する猫の殺傷の犯罪、猫のホーダーなどの動物虐待など、動物犯罪について、警察、検察の積極的な法律の運用が強く求められる。

従来、行政の殺処分根拠とされてきた狂犬病予防法に基く2日間の公告で、5日から10日間で殺処分をする措置は、生後90日以内の犬は狂犬病に罹患しない犬は同法の適用外とされており（同法4条1項）、同法は、狂犬病に罹患していない犬猫を排除しているところ、狂犬病に罹患していない犬猫を同法で殺処分する行政は、法律の誤った運用と考えられ、場合により、みだりな殺傷行為の犯罪にあたるとも考えられる。

本日、東北大震災で被災した野良猫、犬が放置された報告がされたが、震災後3年半を経過しながら、野良犬猫が現場に放置され、被災動物は未解決の状況にあるが、環境省においては、早急に、必要な被災犬猫の実態把握とその保護をするための基本指針を策定し、これに基づいて都道府県が動物愛護管理推進計画を策定することを求める（法6条）。

上記の宣言と決議をもって、閉会の宣言をする。

2014年11月1日

THEペット法塾動物法交流集会 参加者一同



現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に係る意見募集について

【広報資料】「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に係る意見募集について

ページ番号173377 [ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます](#) [ツイート](#) [シェア](#) 2014年12月15日

「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に係る意見募集について

京都市では、「京都動物愛護憲章」(平成26年12月制定)に掲げる「人と動物が共生するうおいのあるまち」の実現を目指し、京都市動物愛護行動計画に基づく動物の正しい飼い方の啓発指導等に積極的に取り組んでいくこととしています。

しかし、犬猫のふん尿被害等は、関連法令において一定の規制が定められているものの、より具体的な規範や罰則等の実効性ある規定がなく、マナー意識の低い飼い主に対する抑止力として十分に機能していない現実があります。

このため、憲章に掲げる「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、人と動物の共生社会づくり、まちの美化の推進、生活環境の保全等の観点から、犬猫等のふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象に対して、より具体的な規制行為等を示すため、本条例を制定することとしています。

この度、本条例の骨子を取りまとめ、広く市民の皆様から御意見を募集します。



募集期間

平成26年12月15日(月曜日)～平成27年1月14日(水曜日)

※ 意見募集期間は終了しました。応募いただき、誠にありがとうございました。

応募方法



郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等の方法により御応募ください。

なお、様式は自由ですが、リーフレットの「意見応募用紙」も御利用いただけます。



「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の骨子について

リーフレットについて

本日から順次、市役所、区役所・支所、保健センター、家庭動物相談所等に配架します。また、京都市のホームページからもダウンロードできます。

また、以下からもダウンロードすることができます。

「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に係る意見募集について

 [意見募集リーフレット\(PDF形式, 2.08MB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

意見応募用紙(WORD版)

 [意見応募用紙\(WORD版\)\(DOCX形式, 86.30KB\)](#)

「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」骨子について

市及び市民の責務、相互の協力

◆ 市の責務

- 市は、犬猫のふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象を防止するため必要な施策を総合的に実施します。
- 市は、施策の実施に当たっては、関係法令等の活用も図ります。

◆ 市民の責務

- 市民は、動物による迷惑事象を防止するため市が実施する施策に協力します。

◆ 相互の協力

- 市、犬猫等の飼い主、市民は、動物による迷惑事象の防止に当たっては、相互に協力し、連携します。

飼い主の皆様をお願いすること

マイクロチップは、飼い主の責任意識の向上や犬猫が迷子になった場合の確実な返還などに効果があります。

- 所有する犬又は猫についてマイクロチップ等により所有者の明示に努めること。

猫を外に出さずに室内で飼うことは、ふん尿で飼い主が知らぬ間に他人に迷惑をかけることを防ぐことだけでなく、病気や事故を防ぐといった意味もあります。

- 猫の室内飼養(外に出さず室内で飼うこと)に努めること。

犬の外出は運動のため。処理がしにくい外での尿被害が防止できるなど、ふん尿は自宅でさせるのがベストです。市では、しつけ方などの啓発にも努めていきます。外出時には飼い主の皆様には、ふん回収用具の持参も、ふんの回収をお願いします。

- 犬の排泄は自宅でさせるように努めること。
- 犬の散歩時にふん回収用具を所持すること。
- 犬が散歩時にしたふんを回収すること。

多数の犬猫を飼っておられる方には、市へ届け出いただき、適正な飼い方や注意事項等をお知らせしていきます。

- 犬又は猫の多頭飼育時に届け出ること。

(生後91日以上、犬5頭以上、猫10頭以上又は犬猫合わせて10頭以上)

市民の皆様をお願いすること

本市には、野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです。

本市では、平成22年度から、人と猫が共生できるまちを目指して「まちなこ活動支援事業」に取り組んでいます。

事業開始以来、登録地域は拡大しており、避妊去勢手術の頭数も増加しています。その結果、所有者不明の子猫の引き取り件数は4割程度減少しています。

野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちなこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いいたします。

- 身近にいる動物に対し無責任な給餌(餌やり)をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。

条例を有効性あるものとするための措置

本市では、この条例に基づき、ルールを守っていただけるよう、啓発や指導等に取り組んでまいりますが、改善がみられないケースや悪質なケースに対しては条例の実効性を担保するため、次のような措置を設けます。

◆ **指導**

- 犬の散歩時にふん回収用具を所持する義務に違反したとき。

◆ **勧告・命令**

- 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。

◆ **過料**

- 上記の勧告・命令に違反したとき。
- 犬が散歩時にしたふんを回収する義務に違反したとき。
- 犬又は猫の多頭飼育時の届出を怠ったとき。
- 違反行為に係る施設などへの立入調査、回答を拒んだとき。

条例の制定に関する御質問について

本条例の制定に当たり、本市に寄せられております御意見と条例を制定する方針に至った経過などを掲載しております。

条例の制定に関する御質問について

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

- 役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課(京都市保健所)

電話:075-222-3411

ファックス:075-222-3416



現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)

「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に関する御質問について

「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に関する御質問について

ページ番号 176030

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[Twitter](#)

[シェア](#)

2014年12月15日

「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に関する御質問について

本市では、今後、身近な動物への無責任な餌やりの禁止やふんの回収義務などを含む、動物による迷惑事象を防止するための条例を制定する予定です。

ここでは、これまで本市に寄せられております御意見のうち、猫に対する無責任な餌やりの禁止について、条例を制定する方針に至った経過などをお答えします。

皆様に、この問題についてお考えいただく際の参考としていただければ幸いです。

なお、条例制定に当たっては、平成27年1月14日までパブリックコメントを実施しておりますので、御意見をお待ちしております。

[京都市動物による迷惑の防止に関する条例\(仮称\)市民意見募集へのリンク](#)

Q1 なぜ、条例を制定するのですか。

A1 動物による迷惑事象の防止に向け、具体的な規制行為を示し、違反に対しては罰則等の措置を講じることで、実効性ある取組を進めていくことができるようにするためです。

本市では、「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、様々な方がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、よりどころとして、京都府と共同で「京都市動物愛護憲章」を制定しました(平成26年12月制定)。

同憲章においても、本文に「動物との正しい関わりを考えよう。」「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」の項目を掲げるとともに、京都の人々の動物の命に思いをはせる繊細な心や他人に迷惑をかけないという美意識の上に立つて行う取組例として、「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。」「猫は室内で飼います。」「地域の人々と協力して、人と猫が共生できる「まちなこ活動」に取り組みます」を掲げています。

この憲章は、法規範としての性質を持つものではなく、人と動物の共生するうおいのあるまちの理念を広く御理解いただくことを目的としています。

しかし、犬猫のふん尿被害等につきましては、本市の保健センターに寄せられるものだけでも、平成23年度:犬409件、猫699件、平成24年度:犬442件、猫561件、平成25年度:犬398件、猫273件と数多くあり、今なお、後を絶たないのが現状です。

こうしたふん尿は、まちの美観を損ない、臭気等によって住民や公共施設の利用者等に不快感を与えるだけでなく、地域の衛生環境を悪化させるなど、多くの問題を生じさせています。

このため、本市においては、平成25年12月1日に関係局で構成する「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」を設置し、対策の検討を進めてまいりました。

この中で、犬猫のふん尿被害等については、関連法令において一定の規制が定められているものの、より具体的な規範や罰則等の実効性ある規定がなく、既存の規制だけでは、マナー意識の低い飼い主に対する抑止力として十分に機能していない現実があることから、飼い主のモラルの向上を訴える憲章とは別に、一定の行為の禁止や義務付けなど、具体的なルールを設けていくことが必要との結論を得ました。

また、動物が好きな人も、そうでない人も、すべての人から「人にも動物にも心地よいまちづくり」に御理解をいただき、「人と動物が共生するうおいのあるまち」をつかっていくためには、周りに迷惑をかけるような餌やりの禁止などについても実効性ある取組を進めていく必要があると考えています。

このため、京都動物愛護憲章に示す「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、人と動物の共生社会づくりのほか、まちの美化の推進、生活環境の保全等の観点から、ふん尿の回収義務や無責任な餌やりの禁止などを定めたより具体的な規制行為を示し、違反に対しては罰則等の措置を講じる条例を制定しようとするものです。

[京都動物愛護憲章の制定について](#)

Q2 条例ではいわゆる野良猫への餌やりは一律に禁止されるのですか。

A2 いいえ、一律に禁止するのではなく、無責任な餌やりを禁止するものです。

野良猫や鳩等の身近な動物に対する恣意的な餌やり行為は、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、ふん尿被害など、動物が人の生命、身体又は財産等を侵害したり、周辺的生活環境を悪化させ、また、周辺住民とのトラブルにもつながるおそれがあります。

したがって、京都動物愛護審議が理想に掲げる「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の実現に向けて、動物が好きな人だけでなく、そうではない人も含め、すべての人から動物愛護について理解をいただき、「人にも動物にも心地よいまち」をつかっていくうえで、身近な動物への無責任な餌やりの問題は、是非とも当事者の御理解をいただき、解決していかねばならない問題です。

野良猫への餌やりを行おうとされる方については、猫を自ら飼養いただくこと、又は、地域の御理解を得ていただくことを前提として本市が取組を推進している「まちなこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただくことをお願いします。

Q3 野良猫への餌やりを禁止すると、猫を捕獲し、避妊去勢手術等を実施して地域に返すことで更なる繁殖を防ぐ、いわゆるTNR増動(Trap-Neuter-Return Program)ができなくなり、野良猫はかえって増加してしまうのではないのですか。

A3 本市では、地域の方々による適切な管理が行われることを前提として、飼い主のいない猫に対して、(公社)京都市獣医師会の御協力をいただき無償で避妊去勢手術を行って繁殖を防ぐことにより、人と猫が共生できる「まちなこ活動支援事業」に取り組んでおり、子猫の引取数は増減は減少してきています。

「まちなこ活動支援事業」に沿って適切に行われるものについては、条例で禁止する予定の無責任な餌やりには該当しません。

野良猫のふん尿に係る苦情などが、本市にも数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです。

このため、本市では、「京都市動物愛護行動計画～京(みやこ)・どうぶつ共生プラン～」(平成21年4月策定)において、所有者不明猫への無責任な餌やり行為防止に向け取り組んでいくこと、不妊手術を推進することを定め、平成22年度から、地域の方々による適切な管理が行われることを前提として、(公社)京都市獣医師会の御協力をいただき、飼い主のいない猫に対して無償で避妊去勢手術を行い、繁殖を防ぐことにより、人と猫が共生できる「まちなこ活動支援事業」に取り組んでいます。

京都市動物愛護行動計画(抜粋)

(3)所有者不明猫対策の推進

1 所有者不明猫への無責任なエサやり行為防止に向けた取組【新規】

所有者不明猫に対する考え方は人によって様々であるが、地域内で所有者不明猫の飼養に取り組む際は地域単位として取り扱うなど、住民間で理解が得られるようサポートを行い、地域全体で適正な飼養が行われるよう推進します。

2 不妊手術の推進(所有者不明猫への拡充)【強化】

(前略)所有者不明猫の繁殖制限が行われないことによる子猫の引取が後をたたないため、家庭動物相談所での手術の実施や所有者不明猫に対する助成適用について京都市獣医師会とも協議し、助成制度の見直しと充実を図ることにより、所有者不明猫自体の個体数を減らすような施策を進めます。

平成22年度の事業開始以来、まちなこ活動に取り組む登録地域は、平成22年度の19地域から平成25年度には累計90地域にまで拡大しており、手術頭数は、平成22年度の年間94頭から平成25年度には年間210頭に増加しております。

その結果、所有者不明の子猫の引き取り件数は平成22年度の1,417頭から平成25年度には944頭にまで減少しております。

本市では、マイクロチップ等による所有者明示の普及や、飼い猫の屋内飼育の徹底による屋外での無秩序な繁殖行為の防止にも、今後一層、取り組んでいきたいと考えております。

京都市まちなこ活動支援事業

なお、現在、他都道府県の一部の方から、身近な動物への無責任な餌やりを禁止することについて、「地域猫活動を知らないのか」、「猫達を見殺しにする気か」、「猫に餌ぐらいやって何がいけないのか」などの反対意見も寄せられておりますが、本市におきましては、上記のような取組に努めているところであり、御理解をいただきますよう、何卒、よろしく御願いいたします。

また、御意見の中には、「世界は京都人の冷たさ、未文化に落胆する」などの御意見もござります。

しかし、京都市においては、門掃きなどのまちづくりの伝統をはじめ、昭和31年には、全国に先駆けて「わたくしたち京都市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律する」ものとして、「国際文化観光都市の市民である誇りを持って、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範」である「京都市市民憲章」を定めており、同憲章においては、「わたくしたち京都市民は、美しいまちをきざしましょう。」「わたくしたち

京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。」「わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。」などの項目を定め、憲章に基づく多くの活動の実践が積み重ねられてきております。

現在、この「他人に迷惑をかけない」という考え方は、多くの京都市民に共有され、京都人の美意識として深く根付いているものです。また、この「他人に迷惑をかけない」という考え方は、京都人に限らず、日本人が世界に誇りうるものとして、永いときをかけて育て上げてきたかけがえのない文化です。

京都動物愛護憲章においても、この考え方を引き継ぎ、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」という高い規範意識を持って動物愛護の取組を進めていくこととしています。

最後に、過去に京都市市民憲章の普及啓発を図るため募集した作文をまとめた文集に掲載されておりました、当時の小学生の作文を以下に転載させていただきます。

これは、犬のふん害に関する作文ですが、「他人に迷惑をかけない」という考え方については、野良猫への無責任な餌やりをやめようということにも相通じるものです。

文中に出てくるおかあさんの言葉

「じぶんのつごうがよくても、それがみんなのめいわくにならないことかなとかんがえてみてから、じぶんのすきなようにしなさいね」

は、今なお、我々に、人が社会で共に生きていくうえで大切なことは何かを語りかける、とても考えさせられる言葉です。他人の迷惑に思いをはせることの大切さをお考えいただく一助として御一読いただけますと、幸いです。

きれいなまちをつくらう

私がこのあいだ、じどう公えんのすなばであそんでいたから、コロコロと犬のふんがでてきました。

「犬はすきだけど、こんなきたないことはかなわんわ。もうこりこりだ」といってすぐ家にかえりました。

また、ちかくのみょうほういんへさんぽにいて、きれいなしほふにすわろうとしたときも、犬のふんがあったのでとてもいやなきもちになりました。

「どんなにりっぱな犬をつれてあいても、その犬にどこでもかまわず大べんをさせたり、あとしまつもしないのなら、すこしもじまんにならないね」

と、おかあさんもいわれました。でも、となりのおばさんはちがいます。まいあさ、クロをさんぽにつれていって、わすれずにかみふくと、火ばしをもってでかけるのです。私はふしぎにおもっておばさんにたずねました。

「クロがしばふでべんをするから、ひろってかえるのですよ」

と、ここにこしていわれました。そうや、みんながこんなふうにしてくれたら、すなばもあんしんしてあそべるし、しばふも、みちばたもきれいでいいのになあ、と私はおもいました。

おかあさんはいつでも、「人のみていないときでも、あとしまつをきちんとしなさいよ」また、「じぶんのつごうがよくても、それがみんなのめいわくにならないことかなとかんがえてみてから、じぶんのすきなようにしなさいね」といいます。

だから、みんなとなりのおばさんのようなきもちをもちよってこそ、きれいなまちができると、私はおもいます。

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課(京都市保健所)

電話:075-222-3411

ファックス:075-222-3416

「動物愛護管理法」 (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染

性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき

場所を指定することができる。

3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際

して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十四年八月二十八日

参議院環境委員会

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、本法を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。

二、第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実に行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によって不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

三、マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来たさないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。

四、動物看護師（仮称）については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検

討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

五、動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方についても、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

六、犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近づけることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること。

七、実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

八、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

餌やり禁止はなぜだめなのか

地域猫対策が打ち出される前は、餌やり禁止が自治体の対策だった

昭和50年代後半から、野良猫をめぐるトラブルが増加傾向になり、このころの自治体は、餌やり禁止看板の設置や餌やりさんに注意をする対応をしていました。

しかし、野良猫の多くはテリトリーの中に、複数の餌場を持つことが多く、一方餌が不足した猫たちは、餌を得るためにゴミ箱を荒らしたり、人家に侵入をしたりした。また、猫密度が高い地域では、猫同士のけんかになりテリトリーから出ていくことはなく、一匹の猫に餌をあげる人も複数いることが多く、苦情解決にはあまり有効な対策ではありませんでした。

注意や禁止看板によって、餌をあげる時間や場所を少し変えて餌やり行為を続ける人や、餌だけを置いていくようになりたりする人もいたが、小さな命を守るための行為として継続する人も多く、問題解決に至らず人間関係のトラブルになるケースも少なくありませんでした。

餌やり禁止対策は自治体への苦情数減少に寄与することほとんどなかったと考えられます。

自治体には苦情だけでなく、相談も寄せられた

自治体への苦情は、野良猫による糞尿被害や植栽・車・自転車などに対する迷惑行為を受ける人からの苦情だけでなく、野良猫の保護活動をしている人からの相談も寄せられていた。つまり、猫をめぐる苦情相談は相反するものとして寄せられ、矛盾する問題の解決に苦慮する事態が続きました。

昭和の終わりごろには、譲渡活動や去勢不妊手術をする個人や団体が活発に動き始めるようになり、この動きに連動し1987（昭和62）年、世田谷区飼い猫の去勢不妊手術費助成金制度が発足。その後1989（平成元）年に練馬区で、1990（平成2）年に大田区・葛飾区で、1991（平成3）年新宿区で同様な制度がスタートしました。同年文京区では、文京区ホームレス猫の去勢不妊手術費助成金制度が始まるなど、動物愛護団体による要望が多く出されるようになってきました。

地域猫対策の歩み

一方、住民取り組みとして、1997（平成9）年に横浜市磯子区の地域住民が、野良猫を地域で管理することを始めるようになり、このころから地域猫活動との呼び方が生まれたと思われれます。

自治体の取り組みとしては、1998（平成10）年東京都が「東京都動物管理審議会」に猫問題について答申を求め、翌年、飼い猫対策と野良猫対策に関する答申が出されました。

東京都は2000（平成12）年に、この答申を受け「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を3年間の時限事業として、市区町村に取り組みの依頼を行いました。

この取り組みは、これ以上野良猫を増やさないために去勢不妊手術を行い、術後の猫を元の場所に戻し、餌を与え管理すること野良猫の増殖を防ぎ、合わせて餌場の片づけ、トイレの設置やフンの片づけをすることなどを、地域住民とボランティア、自治体の3者による協働事業として進めるよう提案されたもので、この方法が地域猫対策の基本的なものとして定着して行

きました。

地域猫対策の取組方法とは

地域猫対策は、野良猫トラブルを解決する仕組みとして提案されたもので、実施する現場はすでに「えさやりをめぐってもめている地域」が多いのです。その現場で行政が、地域の人達の中に入り地域猫対策を説明し、理解と協力を得るために調整をして、実行者を確認して野良猫を捕獲し、手術を行い、元の場所に戻し、管理を続けていく体制を作ることで、始めて地域猫対策が進みます。

実行者には地域住民やボランティアさんがなることが多いのですが、その地域の猫の数や餌場の場所がわからなければできません、手術をするための捕獲器の設置や未実施の猫の数、餌の片づけフンの始末等、定時定点での管理をすることで、その地域の生息頭数の変化がわかり、効果測定もできるのです。そのためには、猫の数や餌場を把握している人の協力がなければ実施することが困難です。餌やりの人が「餌を与える迷惑な人」から、「猫を減らす協力者や餌場の清掃、フンを片付ける人」に代わることで、理解と協力が得られるのです。

猫を自分の前からいらないようにしてほしいと願う苦情者にとって、地域猫対策は再び猫が戻されることや継続して餌を与えることを承認しなくてはいけないことなのです。しかし、野良猫の適正管理を地域住民が実行することで、猫の数が減り、町がきれいのなっていく過程で人と猫が共生できるまちづくりができるのです。

置き餌行為は、この対策をつぶす方向にしか行かないものですから、認めるわけにはいきません。

餌やり禁止は意味がない

餌やり禁止を掲げることは、地域猫対策実施のための大切な情報（野良猫の生息数・餌場の場所と数等）を遮断することになり、具体化を困難なものにします。さらに、地域猫対策実行者になれる「餌やりさん」を排除し、地域住民の中に亀裂をもたらします。また、現場で実行するために担当者が調整に入った時に、餌やりさんがルール違反者になり、地域猫対策実施前に余分なトラブルを生じさせることとなります。

地域猫対策が提唱され、実施自治体では効果が上がってきていますが、それ以前に行ってきた、「餌やり禁止」方針では、まったく効果が上がらなかったのです、町で生息している野良猫は、自分のテリトリーの中で、複数の餌場を持ち、1匹と猫の関わる人も地域で複数います。

餌やり地禁止は効果がないことが明らかになり、平成11年に東京都動物管理審議会が1年間の討論を経て、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」のもとになり答申を出したのです。餌やり禁止は、この間の野良猫問題解決に向けた、各自治体での取り組みや、動物愛護法改正点を否定するようなものであり、時代に逆行するものだと思います。

参考資料

資料1 取り扱い件数経年変化

資料2 苦情相談件数経年変化

高木優治

資料1 取り扱い件数経年変化表

東京都動物愛護相談センター扱い

年 度	合 計	犬小計	成 犬	子 犬	猫小計	成 猫	子 猫	
平成 13 年度	3 5 8	4 3	4 3	0	3 1 5	3 7	2 7 8	
平成 14 年度	2 4 4	3 3	3 3	0	2 1 1	2 6	1 8 5	
平成 15 年度	2 7 3	4 4	4 4	0	2 2 9	2 9	2 0 0	
平成 16 年度	2 2 4	4 5	4 5	0	1 7 9	2 2	1 5 7	
平成 17 年度	1 2 1	3 3	3 3	0	8 8	2 8	6 0	
平成 18 年度	1 3 4	3 7	3 7	0	9 7	1 7	8 0	
平成 19 年度	1 1 8	2 4	2 4	0	9 4	2 7	6 7	
平成 20 年度	8 1	2 5	2 4	1	5 6	1 9	3 7	
平成 21 年度	8 3	2 2	2 2	0	6 1	3 0	3 1	
平成 22 年度	5 8	2 9	2 9	0	2 9	1 2	1 7	
平成 23 年度	5 3	2 3	2 3	0	3 0	8	2 2	
平成 24 年度	7 8	1 6	1 6	0	6 2	2 9	3 3	
平成 25 年度	2 4	7	7	0	1 7	8	9	

東京都の区保健所は、動物の収容施設がなく、東京都の愛護相談センターで、収容事業を実施している。
保護・引き取り・譲渡事業は東京都の事業です。

資料2

苦情相談件数経年変化表

年 度	苦情相談件数総計	犬	猫	そ の 他
平成12年度	422件	144件	231件	47件
平成13年度	412件	123件	250件	39件
平成14年度	426件	115件	293件	18件
平成15年度	493件	126件	347件	20件
平成16年度	215件	60件	132件	23件
平成17年度	204件	46件	136件	22件
平成18年度	226件	63件	158件	5件
平成19年度	275件	104件	143件	28件
平成20年度	272件	90件	164件	18件
平成21年度	226件	59件	153件	14件
平成22年度	230件	74件	134件	22件
平成23年度	226件	61件	165件	4件
平成24年度	208件	67件	141件	0件
平成25年度	163件	53件	108件	2件

平成27年2月7日

動物愛護の観点からの検証

藤野真紀子

昨年、国は、人と動物との共生社会を目指す、まさに殺処分0に向けて舵をきったことを明確に宣言をし、プロジェクトプランを打ち出したところです。

限りなく命を守り大切にする為の知恵を絞り、先進的動物福祉の精神を理念としてかかげたのです。今回の京都の条例案ですが、野良猫に対してまず行政が率先して行うべきは、野良猫の不妊去勢手術への重点的施策であるべきと思います。多くのボランティアさんが野良猫への不妊去勢手術に尽力されています。この方々への大幅支援こそが、迅速かつ効果的に野良猫減少につながる道と考えます。一時的、かつ集中的に補助金等で行政支援を行えば成果が確実に上がり、数年後には予算はかからず、かつ野良猫の苦情も減るはずで

もちろん、更に遺棄する飼い主や不妊去勢手術をしない飼い主を指導することも怠れません。同時に行政とボランティアさんの協体制のもと猫の糞などの掃除も徹底する必要があります。ボランティアさんだけでなく、例えば小学校などの命の授業の一環として、地域猫活動をボランティアとして広めていくことも考えられます。未だに捕獲できず手術ができていない野良猫や、手術してもボランティアさんが家に持ち帰れない野良猫もいます。まさに地域猫ですが、そういった地域猫と、TNR以外の野良猫の区別は一般の人には見分けがつかず、また、TNR活動している場合でも手術しきれていない猫もいます。その野良猫全てに対し条例で餌やり禁止が決められた場合は、極めて原始的かつ残酷で意図的な路上での殺処分となってしまいます。

最近のペットの大量遺棄は、まさにペットの払い下げ闇ビジネスであり、その処分方法が餓死と聞き及んでいます。これは国が目指す、動物共生の精神とは相反する、逆行した行為となります。乾きに苦しむ命には水を、飢えに苦しむ命には食べ物を、怪我や病に苦しむ命には治療を与えていくことが人本来の心から湧き上がる自然の思いであり、これこそが動物愛護の根幹にあるものと確信しています。特に次世代の子供たちに対し、動物愛護の精神から博愛精神を培ってほしいとも感じてます。

行政は、餓死という野蛮かつ惨い方法で野良猫を減らすのではなく、先進的かつ効果的で、次世代の子供達に胸はって教え導くことのできる方法に切り替えるべきと思います。世界的にも名高く美しい文化都市京都は、日本人の誇りです。その京都にふさわしい、命に優しい日本人の美しい心が反映された条例にさせていただくことを切に要望致します。

京都市動物迷惑条例に対するパブリックコメント

本条例作成の担当の方にお尋ねいたします。

京都市では野良猫の不妊手術をする場合、どれくらいの費用がかかりますか？

これが野良猫問題の解決の鍵です。私は横浜市在住ですが、かつて（20年前）は、公的助成金なし、手術料は2万近くしていました。それは全額ボランティア負担です。やむをえず負担してきました。今はまったく20年前と状況が変わってきています。まず低廉な料金で不妊手術をしてくれる愛護病院の存在です。神奈川県内にもかなりありますが、東京でも不妊手術専門の愛護病院も次々に開院されています。これは志ある獣医師が育てられているということです。

こういう病院では手術料は5000円程度です。なかには低料金＝質の低い医療という偏見がありますが、私の20数年の経験では手術数の多いところほど経験知、技術があり、野良猫に最適な施術をしてくれます。また市の愛護センターでも職員獣医師が手術する案件もずすんでいます。広島などもそうです。

さらに今では公的な助成金の制度があり、ボラは安心して多くの猫の手術ができる体制がととのいつつあります。

京都市はその条件がととのっていますか？

さらに確認しますが、家に連れ帰れない野良猫で、町内会の反対で給餌・TNRもできない場合（横浜市でもあります）、糧道をたたれた猫を保護する公設ないし民間シェルター（終身・里親探し）は確保していますか？

そうでないとしたら、この条例は、猫を保健所（通称）でガスで殺処分しないかわりに、路上で餓死せしめるための巧妙な施策、というほかありません。

この条例は猫の部分削除するか、体制を整備（TNR病院、獣医師、助成金、ボラとの連携強化、シェルター活用など）してでなおすか、

それ以外ありえません。横浜市でも（過料はないが）、これにやや似た、現場を知らない方たちが作成した条例案が出たことがあります。問題点（特にボランティア活動の阻害）を指摘され、担当委員会の全党市議全員が削除に同意したことがあります（4～5年くらい前です）市議の方々の見識に敬意を感じました。

猫を路頭に迷わせる条例では共生なんてありえません。文化都市の名を毀損します。

「猫問題改善(解決)の
ための方策について」

動物ボランティアCat28
(キャットにゃ〜)

代表 溝渕 和人

一口に「猫問題」と言っても、その様態は様々である。野良猫等にま
つわる諸問題点を、以下に記してみたい。

- イ、野良猫等が地域住民に、被害や迷惑を与えてはう。
 - ロ、野良猫等が不慣れだからと、餌を与える人がいる。この時節度有る
(マナーも守った)餌やりではなく、例えば大量の餌の放置などを行
えば、地域住民から苦情が出る。又、人間どうしのトラブルに発展する。
 - ハ、野良猫等が繁殖し、望まれない猫が増えてしまう。
 - ニ、自分が飼っている猫、あるいは野良猫等、あるいは野良猫等が産ん
だ子猫を、どこかに遺棄する。
 - ホ、野良猫等の数が著しく増えた場合等、これらの猫の虐殺事件
が起きることがある。
 - ヘ、都道府県、あるいは自治体によっては、今もって殺処分を目的とした
捕獲器の貸し出しを行っているところがある。つまり、殺す行政が続いている。
1. イ、～ハ、を改善(解決)するためには、官民によるTNR(地域猫)の取り組み
を推進すべきである。一部のボランティアや有志の市民等による独自のTNRや
子猫等の保護は、はっきり言って「焼け石に水」であり、実効性はない。よって、
必ず「官(行政)」を先頭に立てるべきである。
2. ニ、～ホ、については、明らかに違法行為(動物愛護管理法違反)ど
あるから、当然のごとく最寄の警察に通報しなければならない。しかし、
各都道府県警によって、意識レベルに大きな差がある。よって、今後警察
の不適切な対応は改めさせなければならない。

給餌自体を禁止することは違法である

全国動物ネットワーク代表 鶴田 真子美
猫と友達 地域猫 川井 満

1. 野良猫えさやり禁止について

■野良猫＝愛護動物

・改正動物愛護法 2 条「人と動物の共生」、7 条 4 項「終生飼養」、44 条「虐待防止」、衆参両議院付帯決議「地域猫対策は官民挙げていっそうの推進を」

・動物愛護の観点「手術したら終わり、でなく、手術の後も生かす」

・欧米の TNR の考え方 「捕獲のために必須」「えさやり禁止しても減らない」★資料 1

■「えさやり禁止」は違憲・違法

・憲法にも動物愛護法にも愛護動物である猫にえさやりを禁止する条項はない。

・憲法第 31 条「何人も法律に定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない」に係わり、同じく違憲である。TNR とえさやりを行って環境を維持しようとする行動は公益性が高く、それを行う権利と自由が国民に保障されねばならない。

・憲法や動物愛護法ではえさやりを禁止していないため、下位法の公園条例や自治体の動物条例で、上位法に書かれていないことを禁じることはできない。

・行政が看板（公文書）でえさやり自体を禁止することは違憲となりできない。

・えさやり禁止看板は法律の範囲を超え、憲法第 94 条「地方公共団体はその財産を管理し事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」に関わる違憲となる。

・多くの自治体が HP で「動物愛護法によってえさやりを禁止できないので、えさやりの方法を指導しています」としている。

・「野良猫へのえさやり自体の禁止」と「無責任なえさやりの禁止」の混同がある。どちらも法的に問題である。

■「えさやり禁止」こそ公共の福祉に反した迷惑行為

・えさやり禁止により公益的な TNR 活動が阻害されるなら、えさやり禁止こそ公共の福祉に反した迷惑行為である。また、それによって TNR が中断され、猫が増えたことにより環境が悪化し迷惑をこうむる住民がいれば、損害賠償の対象となり得るし国家賠償法第一条第一項の可能性もある。（法学部教授の見解）

・えさやり者が犯罪者のように扱われ心身ともに苦痛を受けたら人権侵害の可能性が高い。

■「勝手に手術」は飼主の所有権の侵害にもなる

・所有者のいない猫の繁殖制限は、所有者でもない市民の義務ではない。

- ・ボランティア市民に野良猫の飼育・繁殖制限の法的義務はない。
- ・猫に手術をできるのは所有者であり、単なる給餌者は所有者ではない。
- 「連れて行け」「手術しろ」は財産権の侵害
 - ・えさを与えたら連れ帰り飼わねばならないのか？手術をしなければならないか？**いいえ。**
 - ・野良猫の責任の主体は、えさやりをしている市民ではない。
 - ・無主物である野良猫の所有者になるには、給餌者に所有者になる意志がなければならない。
 - ・野良猫を無理に飼育・手術させることは、給餌者の財産権の侵害にもつながる。
 - ・したがって、野良猫の繁殖制限は行政がやるしかない公共事業である。
 - ・ところが、いまは一般市民にも助成金を使って協力して頂いているという見解である。
- 幅広い裁量権のある条例は人権侵害につながる
 - ・適切なえさやりと不適切なえさやりの境界は非常にあいまい。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず解釈もできないような法律は作れない。
 - ・罰則を定めながら、違反行為の要件が明確でない条例、許可の範囲が不明確で行政（権力）に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権（平等権侵害）を侵害し、憲法違反となる。
 - ・地域猫活動支援事業、飼主の教育啓発など有効な選択肢を制度としてもつべき。
- 現場のボランティアの置かれた状況
 - ・動物愛護法に地域猫活動者がきちんと位置づけられていない。（35、38条）
 - ・ボランティアの多頭飼育、高齢化問題（条例による規制）
 - ・自治体職員の知識・情熱のばらつき
 - ・自治体により異なる助成金、資金難
 - ・住民の無理解、猫虐待が「えさやり禁止」で助長される可能性がある。

2. 東京新聞の記事と環境省の見解

- 11月30日、東京新聞の記事「なくそう犬猫の殺処分」に、「野良猫にえさやめて」「（環境省は）野良猫へのむやみなえさやりをなくすよう呼びかけている」とある。

2014年(平成26年)11月30日(日曜日) 10

なくそう犬猫の殺処分

約二十一万匹。これは、飼い主分からなかったり、飼い主にすてられたりして、全国の保健所や動物愛護センターなどで、〇二年度に引き取られた犬や猫の数は、このうち約十六万匹は殺処分されました。

12年度は16万匹

環境省は六月、殺処分をなくすことを目指す行動計画を発表。引き取られた犬猫を救う努力を続ける一方、引き取り数をへらすため、無責任な飼い主や、野良猫へのむやみ殺処分を減らすことなどを呼びかけています。

二年度に保健所などに引き取られた犬猫の四分の一に当たる約五万匹は、「引っこし先で飼えない」「ペットが子どもを産んでしまった」などの理由で、飼い主が直接持ちこんでいました。

環境省動物愛護管理室の田口本光さんは「本当に最後まで世話をできるか、飼う前によく考えてほしい。迷子防止や、子どもがふさぎないようにするのも飼い主の責任です」と話します。

野良猫への無責任なえさやりは、自力で生きられない子猫をふやすことにつながります。引き取られた犬猫の数全体の半分近い約十萬匹は子猫です。

田口さんは「かわいそうだからと、野良猫にえさをやることで、結果的に不幸な命を生み出しているのを知ってほしい」と話しています。

「最後まで世話を」「野良猫にえさやめて」

※2012年度、環境省調べ。数字はおおよそ

引き取り数		殺処分数	
犬 7万匹	猫 14万匹 うち子猫 10万匹	4万匹	12万匹 8万匹
合計 21万匹		16万匹	



神奈川県(かながわ) 県動物保護(ほご)センターの譲渡(じょうと)会館で、新しい飼い主として引き取るようになった子猫をだく男の人(神奈川県平塚(ひらつか)市)で

餌をやらなければ猫は衰弱して餓死する。動物愛護法第44条に「愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ衰弱させることは百万円以下の罰金」とある。当然、この記事は動物愛護法違反。

■この記事を読み、環境省と東京新聞社に抗議文と質問状を提出した。★資料2

平成26年12月 5日

環境大臣 望月義夫 殿

動物の愛護及び管理に関する法律に違反した環境省職員に抗議をし、このことに関し質問をする。

全国動物ネットワーク 会長 鶴田眞子美
 日本捨猫防止会 代表 大田成江
 埼玉SSB会 代表 関谷 佐多子
 猫と友達 地域猫 代表 川井 登志子

平成27年2月7日京都緊急集会 猫餌やり禁止・殺処分の新たな形、レジュメ

「野良猫餌やり禁止条例と野良猫保護」

THE ペット法塾代表

弁護士 植 田 勝 博

第1 条例案の内容

- ① 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。
- ② 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。
- ③ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。
- ④ まちねこ支援事業は、① 3名以上の団体。②町内会の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

第2 改正動物愛護管理法

1 動物保護管理法、平成24年9月5日公布、平成25年9月1日施行

2 「殺す行政」から「生かす行政」への転換

- (1) 飼猫の終生飼養義務（動愛法7条）。行政の引取制限（同法35条）
- (2) 飼猫の遺棄禁止。遺棄の罰則強化（同法44条）
- (3) 野良猫は、殺処分のための野良猫の引取制限（附帯決議8項）。

3 野良猫の扱い。

- (1) 野良猫は全て社会で存在する。
- (2) 従来地域猫活動を踏まえて、野良猫（所有者のいない猫）は、避妊去勢をして、地域住民の同意（排除しない）の下に管理する（附帯決議8項）。
- (3) 野良猫を含めて殺処分ゼロをめざす（附帯決議6項）。
- (4) 地域猫、TNR「野良猫を捉え、避妊去勢をし、元の場所へ戻す」、M

第3 条例案の問題

1 「まちなこ支援事業」に反する猫餌やりは禁じられ、罰則を課す。まちなこ支援は、①3名以上の団体、②町内会の事前同意、③私有地に設定を満たすことは個人の猫餌やりには不可能で、野良猫餌やり禁止条例である。

2 憲法等に違反する人権侵害

条例案は、所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、野良猫餌やりをする者に、所有者同様の管理責任を負わせることは、憲法13条の自由権、民法の所有権規定に反する。

3 動物愛護法に違反する条例案である。

改正動物愛護法は、野良猫の引き取りをせず、野良猫を生かすについては、従来の猫餌やりが築いてきた「地域猫」活動を、官民一体で行う。野良猫発生原因の猫の遺棄、猫の給餌、給水等しない虐待、みだりな殺傷を厳罰化した。

(1) 野良猫餌やりを禁止すれば野良猫は餓死するか、餌をあさる。虐待（給餌、給水しない）殺傷の結果を目的とする。動愛犯罪を強いる条例は動愛法に反する。

(2) 猫餌やりが果たしてきた自己負担で避妊去勢TNRによる増加させず、なくす活動を禁じることは、地域猫を疎外し、動物愛護法に反する。

(3) 行政が、ボランティア、地域と一体で行うとした改正法について、ボランティアを排除して、行政は、当事者でなく規制をする側においては、地域猫は成り立たず、地域猫活動を疎外し、動物愛護法に反する。

(4) 京都市は、猫餌やりが野良猫発生原因として禁止をするが、猫餌やりの、命を生かし、野良猫をなくす社会的公益活動を否定する誤解があり、違法である。

(5) 野良猫は官民が一体的に短期に避妊去勢をして増殖をしないようにすること。一部の団体に野良猫を委せることは、野良猫解決では失敗している報告がある。

4 条例案は、その精神も措置も、野良猫を保護せず、野良猫を保護してなくす活動をしてきた猫餌やり排除し、地域猫活動を妨害するもので、動愛法に違反する。

動愛法に沿って、行政が核となって、ボランティア及び地域住民と一体となって、野良猫問題の早期の解決を目的とする条例を制定することが必要である。

京都市動物迷惑防止条例のパブリックコメント

平成27年1月9日

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
事業推進担当 御中
(犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム事務局)
(TEL:075-222-4272、FAX:075-222-3416)

THE ペット法塾代表 弁護士 植田勝博
電話06-6362-8177, FAX06-6362-8178

意見

京都市動物迷惑防止条例案は、猫餌やり禁止条例であって、憲法、動物愛護法、その他の法令に反するので、この条例の制定をしないことを求める。

理由

1 条例案の内容

- ・ 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちなこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。
- ・ 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。
- ・ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。
- ・ まちなこ支援事業は、①3名以上の団体を作る。②町内会の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

2 憲法等に違反する人権侵害

条例案は「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養する」ことを課すが、所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、本来自由である筈の所有者のいない動物への餌やりを禁じ、野良猫の管理責任を課すことは、憲法13条の自由権、幸福追求権を侵害する不当な人権侵害である。また、所有者でない者に餌やりをしたことをもって所有者同様の管理責任を負わせることは、民法上、非合理且つ違法である。

- 3 「まちねこ支援事業」に反する猫餌やりは禁じられ、罰則を課す。まちねこ支援とは、①3名以上の団体、②町内会の同意、③私有地に設定の要件が必要とするが、個人の猫餌やりには不可能で、罰則をもって猫餌やりを禁ずるものである。

憲法に反する自由の侵害であるとともに、野良猫保護を否定し動物愛護法に反する規制である。

- 4 動物愛護法に違反する条例案である。

平成24年8月の改正動物愛護法は、「殺す行政」から「生かす行政」へと転換し、行政は殺処分を目的とする野良猫の引き取りをしないこと（法35条、附帯決議8項）、野良猫を生かすについては、従来の猫餌やりが築いてきた「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とした。そして、猫の遺棄、猫を殺傷することを厳罰化した。

改正動愛法は、①野良猫を殺さないこと（行政の引取規制）、②野良猫を生かすこと（従来の猫餌やりの活動）、③野良猫を発生させないこと（従来の猫餌やりの自己負担で避妊去勢）である。②と③を個人の猫餌やりだけではなく、行政が、ボランティア、地域と一体で行うとした。。

野良猫保護は、まず猫への餌やりである。野良猫の命への思いから、自分で餌を買い与え、生かし、避妊去勢をして保護をし、野良猫の命を守り（②）、新たな野良猫を減らす（③）、世話をしてきた。これが地域猫活動であり、個人の猫餌やりの活動を改正動愛法の基礎とした。

猫餌やりは、動物の命を生きし、野良猫をなくし、地域、社会のための活動である。

餌をやり命を生きることが野良猫保護の基本であり、野良猫への給餌は人の動物への愛護、動物の命の保護から当然と言える。

個人の猫餌やりは、野良猫を生きし、野良猫を減らす活動をしてきたもので、動物愛護法の基本原則の「動物の命」と「人と動物の共生」の活動をし、社会のための活動として動愛法の野良猫問題の取組をしている活動である。

行政は、この地域猫活動を官民一体での取り組む義務がある。

条例案の、野良猫への給餌を禁止することは、動物虐待（給餌、給水をしないなど、動物愛護法44条2項）の犯罪である。規制により故意に餓死させることは、みだりな殺傷罪（同条1項）の犯罪である。

条例案は、動愛法の猫餌やりによる野良猫保護を禁じること、虐待ないし餓死させる殺傷の犯罪を強いるもので、動愛法に違反する違法な条例と言うべきである。

5 現在の京都市条例案の誤り

野良猫の発生原因は、家庭からペットが捨てられたことにより、遺棄者が原因で、猫餌やりはその尻ぬぐいをしている公益の地域猫活動である。そこに誤解があってはならない。

野良猫問題は、野良猫の原因の猫の遺棄（同法44条1項の犯罪）が放置されているところにある。従来、猫の遺棄（動物犯罪）と行政の殺処分（みだりな殺傷の動物犯罪）の両輪で野良猫を処理してきた。

京都市条例は、野良猫問題の原因は猫餌やりにあり、猫餌やりを反社会行為、犯罪的行為として禁止し、個人ボランティアではできない猫餌やりの条件を満たしたときのみ禁止を解いてやるとの内容である。地域猫は「猫餌やりのボランティアのためにしてやる」との誤った措置である。

しかし、地域猫は、ボランティアの犠牲の上で行政や猫嫌いのためにするの

ではない。行政が、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、野良猫を生かし、早急に野良猫問題をなくすことである。

野良猫の原因は猫餌やりではなく遺棄者である。まず、その原因の遺棄者の取締りが必要である。猫餌やりは、自己負担で動物の命を守り、猫嫌いの人達のためにも、野良猫問題を解決するためにしてきた活動である。

京都市条例案は、遺棄者を放置して、地域猫活動をする猫餌やりを禁じて反社会的行為とする。猫餌やりがいなくなれば、野良猫の生存はおびやかされる。また、保護、管理されない野良猫の発生により、野良猫問題は闇の中となり、解決できるとは考えられない。野良猫を保護する猫餌やりが迷惑の原因とする誤った考えが優先して、野良猫の命への思いはなく、野良猫との共生の姿勢が全く認められない。

京都市条例案は、その精神も具体的措置も、猫との共生を否定し、地域猫活動を妨害するもので、明らかに動愛法に違反する条例である。

- 6 野良猫を生かすことが核であり、野良猫を増やさないことをしてきた猫餌やりが核であり、これを支援し負担することが行政の責任であることが動愛法の内容である。京都市は、現在の、誤った認識による、法律に違反する条例の制定をしないこと、及び、同法に沿って、行政が核となって、従来の個人の猫餌やりの地域猫活動を、ボランティア及び地域住民と一体となって、早期に、野良猫問題の解決をすることを内容とする条例を制定することを強く求める。

京都市在住 佐川久子

不幸な野良猫を増やしたくない、小さな命を守りたいという思いから、2002年頃より地域猫の活動に取り組んでいます。

2013年9月頃から不妊手術を施した猫に餌やりをしているのですが、そのことで地域住民から猛烈な嫌がらせ、悪質な妨害行為を受けています。今年5月には、地域住民に警察を呼ばれました。これをきっかけに植田弁護士を代理人として、京都府警察、京都市、自治会へ申し入れをしました。これは警察をはじめとする行政の職員の動物愛護管理法に対する理解や知識の不足、京都市も推奨する地域猫の活動が地域で理解されていない、浸透していないことに驚いたからです。野良猫を野生動物だと信じている警察官や京都市職員も少くないのです。

この申入れ書がきっかけとなり、この地区の町内会の総本部である自治会連合会に、京都市保健医療課の河野さんたちが地域猫の説明に出向いて下さいました。まだ、あまり知られていない地域猫の事を知って貰う良い機会になったとおもいます。そして、この中から地域猫をして見ようと言う地区が出てくることを期待しています。

私たちもこの申し入れ書のおかげで、法律を後ろ盾に確信を持ち、気持ちを強く持って毎日餌やりに臨んでいます。

今、京都市では京都市動物愛護憲章と条例の制定をめざしています。その中には地域猫の餌やりをしている人にとって問題となる文言があります。それは、「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません」「動物への無責任な餌やりを禁止する」といった文言です。とても曖昧で混乱をもたらす表現です。これでは、地域猫として、マナーを守って餌やりをしていたとしても、餌をやるのが迷惑だと主張する人がいれば、餌やりがもっと難しくなります。

今度の条例の骨子では、餌やりをしても良い条件として、町内会の同意を得ることなどハードルの高い条件が求められています。私たちが、自費で手術を施し餌やりをしている野良猫は町内会の同意が得られなかった為に条例違反となり、餌やりが出来なくなってしまうのです。

この条例は、職員16人のプロジェクトチームで、検討してきたそうですが、

16人の方の中に、地域猫活動の経験のある方はいらっしゃるのでしょうか？そもそも罰則を検討するような条例のプロジェクトに、職員以外の参加者がいないことも不思議です。地域猫の活動をしている人など、いろいろな立場からの参加があつてしかるべきではないでしょうか。

日本の自治体で初の動物愛護の憲章ならば、動物が好きな人、嫌いな人にもわかりやすい、もっと丁寧な文言で謳うべきではないでしょうか。野生動物とそうでない動物の区別もつかない文言は、曖昧というより、たいへんおざなりな印象をうけます。

「国家の偉大さと道徳的水準は、その国の動物たちがどう扱われているかによって判断することが出来る」という格言がありますが、この国家という部分を京都市や地域に変えて、よく考えて下さい。

他府県や諸外国から、京都市の文化レベルを問われるようなものにならない様に、そして動物にとっても、野良猫にとっても優しい、世界にも認められるような、良い憲章と条例をつくっていただきたいと思います。

私はボランティアの仲間と共に、2013年9月から翌年1月までの間に、地蔵院周辺の野良猫27匹に不妊手術を施しました。既に不妊手術を終えた野良猫が5、6匹いて、その当時は全部で30数匹いました。その野良猫も、里親に貰っていただいたり、病気や高齢の猫は家に連れて帰るなどして、今年2015年には野良猫の数は約半数の14匹になりました。数年後には、この数よりもっと少なくなつて、“猫に餌やるな！”と怒鳴っていた住民にも地域猫の効果を認めてもらえると確信します。

しかし、今、このような条例が制定されてしまえば、また野良猫の餌やりを巡ってトラブルが再燃するのではと危惧しています。

今回このような条例をつくる前に京都市はもっとすべき事があるのではないのでしょうか。まだまだ社会では地域猫、まち猫という言葉さえしられていません。野良猫を減らすには、今は地域猫、まち猫活動が一番有効だということをもっと市民に知らせて頂くことです。

野良猫の原因は人間の無責任な飼い方にあります。野良猫問題を餌やりをしている人の責任にすることではなく、社会全体で解決していかなくてはならない問題だと認識する事だと思います。この事を理解してこそ京都市が掲げる、真に“人と動物と共生できるうるおいのある豊かな社会”を実現する一歩になることだと思います。

京都市動物による迷惑に関する条例（仮称）案 担当議員の皆様へ

新しい年をお迎えになり 益々の御活躍をお祈り申し上げます。

つきまして 早速ですが、御市の動物による迷惑に関する条例
は制定しないように要求します。

容認出来ない理由は、法としての不当は、すでに弁護士はじめ全国
の野良猫保護団体と、責任ある保護活動している大勢の人々から寄
せられていることでしょうか 重ねて申上げることがを 省きます。

此处で申し上げたいことは、迷惑による防止についてです。

行政が迷惑に対応するのは、市民からの苦情によるものです。

市民が苦情を言わなければ、行政は対応しません。 では、野良
猫餌やりのどんな苦情が、条例を策定しなければなら
ないほど重要なものか 内容を分析して 納得でき
るように明示して下さい。

苦情を言う人は、大抵自己中心の人です。猫の糞尿について、今まで
自分さえよければ、他はどうでもよい大勢の人達と接してきました。

今回の猫による迷惑に限って言えば、自分は何に一つせず、その根幹になる問題を考慮せず、ただ文句だけ言って不都合を主張している市民が主体になっていることも考えられます。

迷惑と苦情を言う人は 猫を避妊もせず遺棄した人にこそ、苦情を言うべきです。 同時に 行政は飼い主の管理責任不履行の取り締まりも、監視も、処罰もせず 放置してきたのは怠慢で、行政者の責任も問われます。

翻って、人道として、無責任な飼い主の責任の肩代わりをして、一人で猫の命を救う人々を こともあろうに罰則をもって阻止することは、まことに理不尽なことで 社会通念に反します。

人道に基づく行動を行う人々は、行政に文句や苦情を言いません。黙々となすべきことをやっています。苦情をいう事はありません。そういう人達は放っておいても無難です。うるさい身勝手な市民だけを取り上げ、無難な人達を利用したまま事態を収拾しようとするのは卑怯です。

世の中の一筋縄ではいかないことを 条例で括って丸かバツかで片付けようとするのは愚かです。

現場、特に猫の餌やり現場は、100人100様の事情・100件100様の状況があり、この条例案で決めつけられません。その場でしか対処できない事態が存在しています。存続継続するためには自由な裁量が求められるグレイゾーンの存在が必要です。

現場に無知な人によって、今までの成果を台無しにする愚かさを避けるべきです。

条例で今までの実績を抹殺しないことを要求し、現状に応じた対応を当事者に任せる賢明さを要求します。

現場の声をお聞き下さい。

私は、昭和45年に現在の集合住宅に入居して以来、野良猫の保護救済をしてきました。隣接する市の水道局給水塔公園は、野良猫天国でした。放っておいたら大変なことになると思い、子猫の貰い手探しや、繁殖制限を始めたのが、一生猫人生を送ることになりました。海外旅行をしたいため、集合住宅を選んだのに一度も行けませんでした。近隣付近のすべての猫達の繁殖制限をし、子猫が何年も出なくなりました。それ迄は、長い間 自治会から餌やるなど吊し上げられていました。餌やりなしで野良猫は捕まえられません。

いつの間にか野良猫の保護救済運動と活動家になっていて、保護運動の草分けと言われています。

時が流れて、近くで市の道路建設が始まりました。広範囲の住宅が立ち退きになりました。住宅跡地に多くの置き去り猫・捨猫が出て、野良猫の居場所がなくなりました。土地所有者の許認可を貰い、多くの置き去り猫・捨猫・野良猫を捕獲手術してきました。

その為に、一戸のシェルターを購入し貰い手のない野良猫は65頭保護してきました。やっとあと3頭までになってこれで終わりという時 最近 隣接する県営住宅が取り壊され、また大量の捨て猫・置き去り猫・野良猫が出て捕獲手術をしてきました。今まで3桁の猫の保護救済、繁殖制限をしてきました。現在80才になっても年金で、いまだに継続中で、全部自腹出血の費用は優に3千万円以上を超えています。

何かの不測時の為に、プロの人をお願いしてありますが、時給7千円です。私が拘わってきた時間に適応すると軽く一億円をこえます。

まち猫制度のようなものでは、到底出来るようなものではありません。真夜中の、作業だから誰も協力出来ません。誰も猫を救済しま

2015年1月17日

市民を無視する条例制定は全く納得できず、まともな行政のやることとは思えません。以って条例制定阻止の理由として以上申し上げます。

464-0052

名古屋市千種区田代町四観音道西5-7
田代コーポラスB502

山崎 悦子

電話 Fax 052-721-8521

e-cat@mtg.biglobe.ne.jp